### 第一 はじめに

原告は、本第九準備書面において、原告が主張する実質49件の違法検定 箇所をめぐる被告国との論争の論点を、大局的な観点から整理し、原告の主 張をさらに明確にする。

以下、書面の文言を双方の準備書面から直接引用する場合は、【 】括弧で括り、必要に応じ、ナンバリング(番号をつけて整理する作業)を行う。

以下の49件の検定意見について、原告は検定意見が違法であるとして、2つの主張を行った。その一つは、そもそもこの検定意見そのものが不適切であり検定意見を付けるべきでないところに付けたもので違法だという主張であり、もう一つは、同様の記載が他社の教科書にも存在し、そちらは検定意見を付けられていないので、不公正(ダブルスタンダード)であるから違法だ、という主張である。

整理番号で1番から31番までは、違法性を争う49件の個別の検定意見のうち、いずれもダブルスタンダードを違法性の根拠とするものであるが、中には、例えば「1 長屋の一角」のように、そもそも検定意見そのものも不適切であり違法であると主張するものも多数存在する。整理すると以下の二つの類型があることになる。以下、どちらの類型であるかを必要に応じ明示することとしたい。

- ○第1類 検定意見そのものの違法性と、ダブルスタンダードの違法性の両 方を主張するケース
- ○第2類 検定意見は妥当なものとして認めるが、他社とのダブルスタンダードのみ主張するケース
- 32番から50番までは
- ○第3類 検定意見そのものの違法性のみを主張するケース となる。

双方の準備書面からの引用は、【 】括弧で括る。被告国を単に被告という。

### 第二 事例

# 1 長屋の一角

本件申請図書(以下、便宜のため「白表紙本」または単に「教科書」という場合がある)で、原告はその142ページに、「第3章 近世の日本」の章末に「調べ学習のページ」を設け、「深川江戸資料館(江東区白河)に行ってわかったこと」という見出しのもと、江戸時代の庶民の暮らしぶりを説明する

資料として2枚の写真を掲載した。

そのうちの1枚は、「長屋の一角。稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、厠(左奥)」というキャプションを付けた写真であり、他の1枚は、「四畳半に平均4人が住んでいた」というキャプションを付けた室内の写真であった。

これに検定意見が付き、

[指摘事項] 「長屋の一角」を示す写真と「四畳半」を示す写真 [指摘事由] 生徒が誤解するおそれのある表現である。(写っている「長屋 の一角」と「四畳半」が復元されたものであることがわからない。)

とされたのである。

この件については、二つの争点がある。

# <第1の争点> 検定意見そのものの違法性

以下、原告の主張を①、②、などの番号で、被告の主張を①、②などの白ヌキの番号で表示し、それぞれの項目に、1-①などの通し番号を付ける。

- 1-① 原告は【深川江戸資料館のフロアーにしつらえられた展示であるから、誰も現地であると誤解する者はいない。復元されたものであることを教科書で断る必要はない。】と主張した(訴状)。
- 1-② これに対し被告は、教科書に掲載される画像資料の被写体を「建物」と「設備や道具等」に分け、「建物」については「復元」と明示することを求められるが、「設備や道具等」については、【「復元」の明示がないことをもって直ちに欠陥とは評価していない】という原則を立て、原告の本件写真は、【建物を示す写真と理解できる】とし、従って「復元」の明示を要すると反論した(被告準備書面(2))。
- 1-③ 原告は、そのような検定の原則が書かれている文書の開示を求めた。 その上で、文科省の下部機関である文化庁の文化審議会が、「歴史的建造物の 復元」を、「遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為」と定義 している(甲5)ことを提示し、文科省の「復元」の定義が誤っていることを 指摘した。
- 1-④ さらに原告は、1-②で被告が本件写真を【建物を示す写真と理解できる】としたことについて異議をとなえ、「長屋の一角」とは「神社の境内」と同じ型の日本語表現であるとし、【「長屋の一角」とは、長屋の建物に関心があるのではなく、そこで繰り広げられる江戸庶民の生活に着目しているのである】と主張して、仮に被告の「建物」と「設備や道具等」を区分する論理に

立つとしても、「長屋の一角」というキャプションがあることをもって、建物 を指しているとする論理を退けた(原告第二準備書面)。

- 1-6 被告は、文科省の教科書検定の目的と文化審議会の目的は異なるので、【「復元」の意味を同一に解釈すべきという前提】そのものを採用できない、と反論した。
- 1-⑥ また、両者の「復元」の意味が同一であるという前提に立ったとしても、文化審議会の基準は、【本件検定より後の令和2年4月17日に決定・公表されたもの】であるから、この基準を根拠に「復元」についての検定意見の適否を論ずることは出来ない、と反論した。
- 1-**⑦** さらに被告は、1-**⑥**の論点をおいても、中学生が、元の場所に再現するという文化審議会の「復元」の基準を把握しているということは困難であるから、原告の主張は前提を欠く、と主張した(以上、被告準備書面(4))。
- 1-⑧ 原告は、被告が1-②で「長屋の一角」というキャプションを根拠に、被写体を「建物」と断定する論理に反論し、「2 エルサレム」では、キャプションを無視して被写体に世界遺産が写っているから「世界遺産」のマークがないことを欠陥として指摘したこととの矛盾をついた。キャプションを根拠にするのか、被写体を根拠にするのかで、「1 長屋の一角」と「2 エルサレム」について、被告の主張はちょうど正反対になっているのである。
- 1-⑨ さらに原告は、「復元」の意味について、文化審議会によらなくても、広辞苑に「もとの位置・形態に戻すこと」とあり、「復元」の常識的意味に照らして「もとの位置」というファクターは不可欠であることを指摘した。また被告が「現物」と「復元されたもの」を対比することを失当とし、「現物」と「その場に再現されたもの」を対比すべきであると主張した。
- 1-⑩ 被告は、(ア)「復元」には、【もとの形態に戻す」という意味もある】から、【もとの位置に戻すことが不可欠であるということはできない】、(イ)加えて、教科書には「元の位置」に再現されたものかどうかを判断できないものもあるので、再現された復元物には「復元」と明示することが適当である、(ウ)説明文に写真の展示が深川江戸資料館のものであることが書かれていないから、生徒は現物と誤解する可能性がある、と主張した。

以上が第1の争点に関わる議論の流れである。これについて、以下、原告の 主張を整理して示す。

第1に、「建物」と「設備・備品等」を分ける教科書検定の原則なるものは、 もとからそのように定められていたかどうかは不明で、この事例が生じたた めに急遽つくられた後知恵のルールである疑いがある。こうしたルールがあ るとすれば公表すべきであり、公表を求めたのであるが、そのような規則は 存在しないことが被告の回答で判明した。疑いはますます強まったというべ きである。この区別が実際は破綻していることは、ダブルスタンダードをめ ぐる第2の争点の検討の中で示す。

第2に、「復元」の定義をめぐる論争では、原告が文化審議会の定義を示し、被告の議論の欠陥を指摘したのに対し、被告からまともな反論は得られなかった。すなわち、被告は、開き直って、教科書検定用の「復元」の定義と、文化材を取り扱う遺跡についての「復元」の定義は異なっても構わないと言い出したのである。(1-⑤)そして、(この検定意見を正当化するために)文科省流の(他に通用しない)独自のルールをこしらえて、子供に教えようとしている。しかし、子供が文化財についてより高度の正しい判断を持つようになるためにこそ、文化庁による「復元」の正しい定義を国民の間に積極的に普及すべきである。被告の態度は、子供の認識を低い次元に押しとどめようとするものである。

被告は、「復元」の定義問題では自信がないらしく、さらに二つの伏線を張って万が一の事態に備えている。すなわち、1-6では、検定の時期のあとに文化審議会の定義が定められたということをもって、批判を逃れようとした。しかし、文化審議会と関係なく、「復元」の正しい意味が、「元の位置」を必要条件とすることは、広辞苑にすら記載されていたのである(1-9)。だから、文化庁の定義は特別な特異なことを決めたのではなく、一般的な用語にすでに含まれている語義をさらに洗練させたものである。1-6で、被告は、子供が文化庁の定義を知っているとは考えられないという趣旨を述べているが、これも問題を全く取り違えている。子供は「復元」の正しい意味を知らないからこそ、正しく教えてやるべきなのである。子供追随主義の奇妙な体質がここには露呈している。

被告はさらに1-**の**で、(ア)「復元」には、【「もとの形態に戻す」という意味もある】と述べているが、出典が示されていない。世の中に辞書があるのは、誰もが言葉の語義を正確に把握しているとは限らないからである。広辞苑が示しているとおり、「復元」にとって、「元の状態に」戻すことは必要条件の一つに過ぎず、「元の位置に」戻すということが、もう一つの必要条件なのである。文化庁はそれをさらに詳しく規定した。今後は、「復元」の意味を文化庁の定義に合わせるべきだ。

さらに被告は、(イ)教科書には「元の位置」に再現されたものかどうかを 判断できないものもあるので、再現された復元物には「復元」と明示すること が適当であるとしているが、「再現」は良いとして、これを「復元」と教える のは間違いを教えるようなものだ。また、(ウ)原告の教科書の写真を生徒は 現物と間違うかも知れないから「復元」と書けというが、すでに述べた通り、 間違った言葉を教えることには、絶対に認めるべきではない。生徒が間違っ たときにこそ、正しい言葉の意味を教える絶好のチャンスなのである。 以上の通り、被告の定義論は、完全に破綻したというべきである。

<第2の争点> 学び舎とのダブルスタンダードの違法性

- 2-① 原告は訴状で学び舎の同類の写真を示し、【同じ場面が学び舎に掲載されているが、同様に復元されたものであることは書かれていないにもかかわらず、こちらは検定意見は付いていない、ダブルスタンダードである。】とした(訴状)。
- 2-② これに対し被告は、学び舎の写真に【「共同井戸・便所とごみ溜め」と見出しが付されているとおり、本件申請図書の状況と異なり、建物としての長屋そのものではなく、「井戸」など個別の道具・設備類を模した展示物を取り上げたものと理解できる.】として、1-②のルールを適用し、「復元」の文字を入れる必要がないとした(被告準備書面(2))。
- 2-③ 原告は、ア)自由社も同じ対象を同じアングルから撮影した類似の写真を掲載し、イ)【「長屋の一角。稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、厠(左奥)」とのキャプションを付けており】、ウ)「長屋の一角」は 1-④で述べたとおり、建物を対象としておらず、これらの点で学び舎と何ら変わるものでないから、ダブルスタンダードである、と主張した(原告第二準備書面)。
- 2-**④** 被告は上記への反論で、自由社の「稲荷」「厠」は建造物であるから「復元」の表記が必要であると主張した。
- 2-6 さらに被告は、原告が1-④で【「長屋の一角」とは、長屋の建物に関心があるのではなく、そこで繰り広げられる江戸庶民の生活に着目しているのである】としたことについて、そのような執筆の意図があったとしても、ア)原告の【写真に人物(ないしその模型)が含まれておらず】、イ)当時の庶民の生活感が伝わるものでもなく、ウ)「」長屋の一角」は、【不動産及び動産の名称である「稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、厠(左奥)」と並列に記述されている】ことからして、【当該写真の関心が江戸の庶民の生活に向けられ、建物に向けられていないと理解することが通常であるということはできない。】と主張した(被告準備書面(4))。
- 2-⑥ 原告は、被告が「厠」についての広辞苑の説明をつけて「建築物」と断定している一方、2-②で学び舎の「共同井戸」「便所」「ごみ溜め」はいずれも「道具・設備類」であるとしている矛盾を指摘した。「厠」は建物だが、「便所」は道具であるという主張を被告はしているからである(原告第七準備書面)。
- 2-**⑦** これに対し被告は、本件申請図書では「長屋の一角」とあることで、 【被写体を長屋(すなわち建物)と認識させており】、学び舎の申請図書で は、【写真の被写体を設備ないし道具類と読者に認識させようとしている】と

主張した(被告準備書面(6))。

以上が第2の争点に関わる議論の流れである。これについて、以下、原告の主張を整理して示す。

第1に、被告が1-②で大上段に振り上げた、「建物」は「復元」と書く必要があり、「設備・道具等」はその必要がない、というルールは具体例の検討を通して完全に破綻したということができる。図柄が同じ自由社と学び舎の写真のキャプションを、改めて書き出してみよう。

<自由社>長屋の一角。稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、 厠(左奥)。

<学び舎>共同井戸・便所とごみ溜め

この二つのキャプションの間に、本質的な違いを見つけ出すことなど不可能である。それをやるとすれば、とんでもない詭弁を持ち出すほかはない。以下、被告の主張が実際にも文字通りの詭弁になっていることを解明してみよう。

- (1)被告は「厠」の説明を広辞苑から引いて「川の上につくった屋の意」などと書いて、「屋」の部分を強調し、「厠」が建物であることを印象付けようとしている。その狙いは、「厠」は「復元」と書く必要がある「建物」の一種であると分類したいからである。しかし、ここに書かれていることは、「川の上につくられた」という「かわや」という言葉の語源の説明に過ぎない。厠の意味は便所と異ならない。現に、双方の写真に写っているものは全く同じ対象なのである。それを便所と呼ぼうと厠と呼ぼうと、実体に違いはない。これを建物と分類するか、設備・道具等とするかはご自由だが、どちらにしても両者が同じものであることに何の変わりもない。
- 2) 原告の【写真に人物(ないしその模型)が含まれておらず】、だから「そこで繰り広げられている庶民の生活に関心が向けられている」ということを否定出来ると被告は考えているようだが、つまらない話である。人物や模型がないと庶民の生活を想像することが出来ないとは貧しい想像力である。道具を見てその使い手を想像することこそ、歴史資料のもつ価値であり、またそれが出来るように教師は絶えず導かなければならないのだ。井戸を見れば、そこに人形など置かなくても、かいがいしく働くおかみさんや、それに声をかける浪人風の男の姿など、長屋に住む人々の息づかいが浮かぶのではないか。
- 3)被告の書いていることは支離滅裂である。被告準備書面 6 (2-**⑦**) の最後 の部分をもう一度、全文引用してみよう。

【本件申請図書のキャプション中では「長屋の一角」と記述され、写真の被写体を長屋(すなわち建物)として読者に認識させており、その一部を構成するものとして、「厠」が記述される一方で、学び舎の申請図書では、「共同井戸・便所とごみ溜め」と記述され、写真の被写体を設備ないし道具類として読者に認識させているといえることから、双方の写真が読み手に認識させようとする被写体の性質は異なり、原告の当該主張に理由はない。】(被告準備書面(6))

この文章を理解できる人はおそらくいないだろう。しかし、被告がどこに話を持っていこうとしているかは、痛いほどわかる。被告が持ち出したルールに当てはめて、同じ写真を掲載した自由社と学び舎を区別したいのである。しかし、「長屋」という言葉が入っているからといって、建物としての長屋への関心など、自由社の教科書にはどこにもない。すでに「神社の境内」と同じ用法であることを1-④で論じたとおりで、この議論は少しも崩されていない。むしろ、自由社と学び舎を比較すれば、学び舎は「共同井戸・便所とごみ溜め」としか書いていないのに対し、自由社は「稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、厠(左奥)」と場所まで詳しく指示してそこに目をやるように求め、長屋で暮らす庶民の日常生活を想像するように学習者を誘っているのである。庶民の生活への志向ははるかに自由社のほうが強いのである。

第2に、1-®で原告が展開した「2 エルサレム」との不整合の問題については、被告は何も反論していない。場当たり的なご都合主義の議論を暴露したと言える。

以上のとおり、被告が付けた検定意見は、そもそも付ける必要のない箇所に検定意見を付けた点で違法であるばかりでなく、他社の教科書の扱いとの間であきらかなダブルスタンダードを犯しており、行政の裁量権の範囲を大きく逸脱した違法な検定である。

# 2 エルサレム

原告の申請図書は、中世から近世に至る世界の動きを扱う箇所で、エルサレムの写真を掲げ、それに「③エルサレム」と題名を付け、さらに「ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の 3 つの聖地が重なっています。」と説明文を付けた。それに対し、【「表記が不統一である。(同ページ、写真「①サンピエトロ大聖堂」には世界遺産マークがある。3-(4))】の検定意見が付いた。

これに対して原告は、世界遺産はあくまでエルサレムの「旧市街とその城壁群」であり、本資料は具体的な建物などを説明しているのではなくエルサレムの地を画像として示しているに過ぎない。「京都」というキャプションを

付けた写真にたとえ世界遺産の寺院が写っていたとしても世界遺産マークを付ける必要はない。それと同様の理由で、本件の写真に世界遺産マークを付けるのは不適切である。他方、サンピエトロ大聖堂は具体的に建物を指示しているのでまったく性格が違うと、検定手続の際の反論書で述べた。これに対し被告は、反論認否書で【同一ページ中で、世界遺産マークの表記が不統一である。反論は認められない。】と繰り返すばかりであった。これは、原告による教材の意味づけを無視した、到底承服できない検定意見である。

第2に、その一方で被告は、「1 長屋の一角」の写真に関して、学び舎の申請図書にも原告と同じ長屋の写真があり、その画面の半分に長屋の建物が写っているにもかかわらず、【学び舎の申請図書では(キャプションが)「共同井戸・便所とごみ溜め」と記述され、写真の被写体を設備ないし道具類として読者に認識させていることから、双方(自由社と学び舎)の写真が読み手に認識させようとする被写体の性質は異なり、・・・】と述べて、写真に写っている同じ建物でもキャプションによって被写体の性質は異なると述べる。

このように、学び舎の写真についてはキャプションによって被写体の性質は異なると言いながら(これ自体、間違った議論であることは「1 長屋の一角」で述べたが)、原告の「エルサレム」の写真についてはキャプションを無視し被写体のみに着目して検定意見を付ける。これは大がかりなダブルスタンダードである。

第3に、被告は、教育出版の申請図書において、99ページの写真「⑥エルサレム」に「世界遺産」マークが付いていないことに検定意見を付さなかったことについて、準備書面2の中で【(同)写真は初出ではない。・・・「表記」の「不統一」(検定基準第2章3(4))とは評価できない。よって、教育出版の当該記述は、「表記」の「不統一」には該当しないものとして検定意見を付さなかった。】と述べる。

しかし、教育出版は、令和2年8月14日付で訂正申請をし(訂正番号157)、世界遺産マークを付けている。被告は教育出版に訂正を内々に示唆したとしか考えられず、被告はダブルスタンダードを事実上認めていると解釈されても仕方がない状況にある。

以上のとおり、本件検定意見は本来付ける必要のないところに検定意見を 付けたという点で違法であるだけでなく、ダブルスタンダードを犯している 点でも違法な検定である。

### 3 ロンドン軍縮会議

本件申請図書の「ロンドン軍縮会議」の注記に「米英日の補助艦の比率が10:10:7 に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」と記載したところ、 【不正確である。(日本の比率)3-(1)】の検定意見が付いた。原告は、反論 書で【日本の比率は正確には、百分比で 69.75 パーセントであった。しかし、それは中学校段階の学習課題ではない。7 割とすることは特別のことではない。】と反論した。これに対し被告は、反論認否書で【69.75 パーセントは歴史的に大きな意義があり、「7割とするのは不正確である。反論は認められない。】と回答した。

本件の第1の論点は、軍人が危機感を持つようになったのは、「6.975」という補助艦の比率にあったのか、という史実に関わる問題である。

原告は、準備書面二で、【特に、6.975 を問題にしたのは浜口内閣の野党・政友会であり、鳩山一郎が統帥権干犯の可能性があるとして政局にしたのである。対米英 7 割が達成されなかったことのみによって危機感を持つ軍人が増えたように考える被告の主張は当たらない。】と主張した。

それに対し被告は、準備書面6において、軍人が危機感を抱くようになったのは、あくまで軍の統帥権干犯があったからだという論点に固執した。被告は、準備書面4において【上記の「三大原則」が掲げられていたとおり、世界的な軍縮の流れや、米国との関係で日本の艦船保有率が低く抑えられること自体は海軍軍令部も理解していたといえるのであって、軍人に生じた「危機感」とは、対米7割を強硬に主張する海軍軍令部の意向に反して、「対米7割」が達成されなかった事実に起因するべきであるというものである。】とするが、これは後に流布された政争に絡む俗論であって事実とは異なる。

改めて確認するが、海軍の求めた「三大原則」とは、(イ)補助艦の総トン数は対米7割とする(ロ)、大型巡洋艦は対米7割とする、(ハ)潜水艦の保有量は7万8千トンとする、の3つである。そして、決着した案は、(イ)補助艦の総トン数は対米6.975割、(ロ)大型巡洋艦は対米6割、(ハ)潜水艦の保有量は米国と同数の5万2千7百トンである。後に補助艦の総トン数が7割に満たなかったことが問題のように言われるが、この時軍令部は総トン数が対米ほぼ7割は妥当と認めたのであり、問題にしたのは、大型巡洋艦の比率が対米6割であること、潜水艦の比率が同率になったことの2点である。特に、日本が要求する潜水艦は戦術的に7万8千トンであって、5万2千7百トンでは対米防御作戦が不可能であることから、軍令部はこの案に同意しなかったのである(伊藤正徳著『大海軍を想う』P.383、甲37号証の1)。

しかし、軍令部不同意のまま条約が締結されたので、軍人に危機感が生じたのである。このことについて、主席全権大使を務めた若槻禮次郎は『古風庵回顧録』の中で、「聞くところによると、初め海軍省内では、この条約に対して、次官とか軍務局長くらいが賛成しただけで、他の海軍軍人はほとんど反対であった。それで省内でもよほど揉めたようであるが、それでも閣議を経て、枢密院に回された。そして海軍内部をまとめるについて、次官の山梨勝之

進などは、もっとも尽力したひとりであった。しかし当時省内の要職にあった人たちは軍縮条約に同意したという理由かどうかわからんが、後にみな外に出され、予備役に回され、海軍では用いられなかった。(中略)軍縮条約に対する非難や攻撃は私自身あえてこれを避けるものではないが、しかし軍縮会議に際して、内でその仕事をしたとか、向こうに行って働いたとかいう理由で、海軍がその人たちを冷遇したということを聞く私は、心中不愉快にたえなかった。」と不満を述べていることからも分かる。(甲37号証の2)

このように、被告のいう「歴史的意義」なるものは、条約締結時点で起こったものではなかった。この軍人の不満や危機感を政治利用して「統帥権干犯問題」に仕立てて軍人を煽ったのは、これまで原告が主張していたように軍令部ではなく、浜口内閣の野党・政友会であり、鳩山一郎である。この扇動を契機にして、補助艦総トン数が7割にわずかに届かなかったことをもって「統帥権干犯問題」がクローズアップされ、軍を勢いづかせたことは歴史的事実である。しかし、軍人が危機感を高めたのは上に述べたように、欠陥のあるロンドン軍縮条約を結んだことそれ自体にあるのであって、統帥権干犯問題と結びつけて検定意見を付けた被告の検定は、専門的、学術的検定とは言えない。

本件の第2の論点は、令和2年度の原告の再検定申請の結果をめぐる問題である。

令和2年度の検定では、「ほぼ10:10:7」と「ほぼ」を付けただけで、被告は検定意見を付けなかった。その理由を被告は、令和2年度合格本において、「ほぼ10:10:7」の記述に検定意見が付されなかったことについて、【令和2年度合格本における記述の適否は、本件検定の適法性に影響を及ぼすものでない】(被告国準備書面(6))とする。そして、【令和2年度においては、「ほぼ10:10:7」と記述されたことから、必要最小限の工夫がなされたものと判断し、不正確な記述とまでは評価されず、検定意見を付すには至らなかったにすぎず、本件検定意見の内容と矛盾しない】と述べている。

しかし、これは当たらない。被告が検定意見を付した理由は、被告国の元来主張する「7割に『満たなかった』ことが、軍人が不満を持った理由」だというものであり、本件申請図書の「7」という「不正確」な記述では「満たなかった事実」を生徒が読み取れない、と判断したからである。では、「『約』7割」と変わったら、軍人たちが不満をもった理由がわかるかといえば、100パーセント不可能である。被告国準備書面(3)には【当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が上記の歴史的事実を踏まえ誤りなく理解できるよう記述される必要がある。】とあるが、「約」をつけたところで生徒に、被告の言うような理解が可能になることはない。ここに被告の矛盾、論理破綻がある。

本件申請図書を不合格にするため、まさに場当たり的な検定意見を付した紛れもない証左である。

以上のように、原告は、被告の主張が一貫していないことを従前より主張しているのであり、被告の主張する【これをもって、生徒が対欧米比率について「7」割になったことに軍人たちが不満をもったと認識することを許容しているとの原告の評価は当たらない】(被告国準備書面(6))との主張もまた、原告の主張を正しく理解しないものである。

以上のとおり、本件検定意見は違法である。

# 4 ヤマト王権

本件申請図書は、「歴史の言葉」の「**②**大和朝廷」の中で、「近年では、大和朝廷の実態は豪族連合であり、「朝廷」の語を使うと整備された国家機構があったと誤解されるおそれがあるとして、「大和政権」または「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです。」と書いた。

この、「カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」について、「生徒が誤解する表現である。(「ヤマト」の意味)3-(3)」との検定意見が付いた。また、反論認否書では【「ヤマト」にも地名としての意味があり、誤解する恐れがある、反論は認められない。】とされた。さらに、被告は準備書面(4)で【混同を回避すべき「地名」の特定もなく、地名全般の混同回避と解される記述となっていることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、「ヤマト」とカタカナ書きをすれば「地名」としての用法を排除できるものと誤って理解する恐れがある。】と主張する。

これに対し原告は第七準備書面で、【被告は「混同を回避すべき「地名」の特定もなく」と主張するが、その地名については本件申請図書の36ページ第1行目に「大和(奈良県)の豪族を中心とする・・・」と明確に書いてある。】と反論した。すると被告は準備書面(6)で【本件申請図書(甲1・36ページ)本文の第一行目に記述されている地名としての「大和(奈良県)」と、「4大和朝廷」のコラムに記述されている「地名」の関連する記述がないことから、・・・】などと訳の分からないことを言う。

両者は、本文とそれを補足説明する注記(「歴史の言葉」というコラム形式の解説)の関係である。申請図書の36ページの第1行目には「3世紀の後半、大和(奈良県)の豪族を中心とする強大な連合政権が誕生しました。これを大和朝廷とよびます。」と書かれ、「大和朝廷」に4の通し番号が付いている。これによって注記と本文の対応がつく。それ故、注記の「地名」は本文の「大和(奈良県)」であると特定できる。「大和政権」とは「大和(奈良県)」の地名とのみ結びつき、奈良県の範囲に限定されたから政権であるとの誤解を

避けるためにこの注記を付け、そのためにカタカナ書きにしたことをここで 説明しているのである。これらを併せ読んだ中学校段階の合理的一般人は、

「大和(奈良県)の豪族を中心に強大な連合政権が誕生したのだな。ただ、この政権は未だ国家機構とまではいえないのか。ただし、その政権の影響力の範囲は大和(奈良県)に限られるものではない、だからヤマトとカタカナ書きをすることもあるのだな。なるほど」と理解できる。 他社の教科書も同様に説明しているのに検定意見が付いていない。

以上のとおり、この検定意見は誤っており、他社の記述との間でダブルスタンダードを犯しており、違法である。

### 5 惣の掟

本件申請図書の「**6**惣の掟の例」(p89)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(三ヶ条がそれぞれ出された時期)」との検定意見が付いた。

まず、本論に入る前に、原告第七準備書面における誤記について下記のとおり訂正する(訂正箇所な下線部分)。

誤:<u>本件申請図書</u>には「成立している」(掟が有効中ということ)と書かれているのである。

正:<u>原告第二準備書面</u>には「成立している」(掟が有効中ということ) と書かれているのである。

つまり、3つの掟は同時期に有効中であり、被告の主張は当たらないという趣旨であることを改めて主張しておく。

さて、本件について原告は、「生徒は誤解しようがない」と主張する。被告準備書面(6)に、【原告が「教材のねらいとした所」がどのようなものであれ、本件申請図書の記述が「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」であることは、被告国準備書面(2)及び被告国準備書面(4)に述べたとおりである。】とあるが、この主張はあまりに教室の現実からかけ離れている。

中学生段階の合理的一般人が、本件申請図書に描かれている 3 つの掟の例の絵図だけを元に、その「内容」のみならず、それらの「成立年」や掟の「性格」までを認識しようとするとでもいうのだろうか。常識的に考えて、そのようなことはあり得ない。そもそも被告も生徒にそこまでの学習を想定していないはずである。つまり、生徒が誤解するおそれは皆無である。

その他の主張はすでに述べた通りであり、無理やりケチをつけた違法検定である。

### 6 オリンピックの参加国数

本件申請図書の、「オリンピックには 93 か国 5588 人が参加しました。」 (p269) との記述に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。 (93 か国)」という検定意見が付いた。以下、論点を整理する。

# 第1に、検定手続きの瑕疵について。

被告準備書面 2 に、【「93 か国」という表現については、信頼性のある根拠が確認されなかったことから、不適切な記載であると評価することができる】とある。しかし、まず、手続き的な問題がここには内在する。本来、申請図書の記述の根拠については、文科省より教科書会社にその根拠となる資料の提出を求めた上で、その資料に信頼性があるものかを判断し、検定意見を付すかどうかの資料とする慣行が行われている。実際に原告も本件申請図書の検定にあたり、他の多くの記述に対して根拠資料の提出を被告から求められた。にもかかわらず、本件については検定中に資料の提出を一切求められていない。事前に根拠を求めず、独断で「根拠が確認されなかった」として、いきなり検定意見を付したのである。

しかも、当該記述は前回まで検定意見が付いたことのなかったものであり、これに新たに検定意見を付けるなら、とりわけ慎重に進めるべきなのに、この手続きの経過を見るだけでも、被告の検定作業の場当たり的で悪意ある進め方、違法性が垣間見える。

原告は、ここで改めて「93 か国」の記述の根拠となる次の資料を書証として提出する。

- (1) 浜田幸絵『〈東京オリンピック〉の誕生 1940年から 2020年へ』(吉川弘文館 2018 (平成 30)年11月)「一九六四年一〇月一〇日、第一八回オリンピック大会は、オリンピック史上初めてとなるアジア、東洋で開幕した。九三ヵ国から五一五二名の選手が参加し、東京は、これまでになく多くの外国人の姿で溢れかえった。」(p163)(甲第38号証の1)
- (2) 武田薫『オリンピック全大会 人と時代と夢の物語』(朝日新聞出版 朝日選書 987 2019 年 8 月)「九三ヵ国から五一五一千種が参加、開会 式のスタンドを七万一千人が埋めた。まさに、アジア史上最大のスポーツイベント…」(p203)(甲第 3 8 号証の 2)

# 第2に、検定における「国と地域」の記述について。

被告準備書面(4)に、【令和2年度の検定手続においては、東京オリンピックへの参加主体に「国」と「地域」の双方が含まれる実態をより重視し、「国」のみを明示した記述は、生徒が誤解するおそれのある表現であると判

断することとした】とあり、令和2年度になってはじめて、「国と地域」の記述が必要で、「国」のみではだめとしたと述べている。 しかしながら、その前提に立てば、本件申請図書の令和元年度検定時点では、この点は問われていなかったことになる。にもかかわらず、実際の検定では「93 の国と地域」と「93 か国」の記述の違いにこだわりを見せた。

そのこだわりの理由は、根拠の資料が無いというものである。それならば、被告は平成 26 年度検定において「93 か国」に検定意見を付さなかった理由をどう説明するのであろうか。<求釈明とする。>【平成 2 6 年度検定時の判断の根拠は、本件検定の適否の判断に直接関係するものではない】(被告国準備書面(6))というだけでは、到底他者を納得させることは出来ない。

# 第3は、「参加国数」について

参加国数の発表や報告については、被告国も認める通り、JOC、IOC、各社報道等により異なり、また時間的経過やその解釈などの理由によっても、表記が「94か国」、「94の国と地域」、「93か国」、「93の国と地域」と混在している。本件申請図書の検定後の状況を下表に示す。

<表> オリンピック参加国数の記述のパタン ○:合格 ×:不合格

① 93カ国	② 93の国・地域
自由社平成 26 年度検定(○)	東京書籍令和元年度検定(○)
自由社令和元年度検定 (×)	学び舎令和元年度検定 (○)
③ 94ヵ国	④ 94の国・地域
日本文教出版令和元年度(〇)	高校山川『日本史 A 改訂版』
高校山川『詳説日本史改訂版』	平成 19 年 3 月 (〇)
平成 17 年度 (○)	(甲第38号証の4)
(甲第38号証の3)	

この表にあるとおり、令和元年度検定までの文科省は、上記組み合わせの4 通りの表記をすべて認めてきた。令和元年度の自由社(原告)に限って、不合格としたのである。

上記の分類中、令和元年度中学校歴史教科書の検定で合格したのは、②東京書籍・学び舎の、③日本文教出版、の2種類である。①の自由社のみ不合格とされた。

被告の言い分は、まず、①の【「93ヵ国」という表現については信頼性のある根拠が確認されなかったことから、不適切な記載であると評価することができる。】という(被告準備書面(2))。②・③の【各記述は、(自由社の)記述内容と異なり、「生徒が誤解するおそれのある表現」に該当しないも

のとして、検定意見を付さなかった】(被告準備書面(2))。

しかし、令和2年度検定において文科省が初めて、唯一の正解とした「国と地域」の記述は、オリンピック開催から 20 年も後に新聞で書かれたものである(甲第38号証の5)。被告が国のほかに「地域」を加えなければならない根拠としてZA2800606をあげているが、令和3年(2021年)6月発行のもので、甲2805よりもさらに最近のもので、当時、93カ国の記述は誤りではない。

このような状況下、少なくとも令和元年度検定時点において、「93 か国」の みを強引に排除したことは、原告の教科書にのみ無理やり検定意見を付すた めと思われても仕方がない。

# 第4は、「2項訂正」という虚偽

被告準備書面(4)には、日本文教出版の令和2年度の訂正申請事案について、【令和2年度時点における方針に基づき、「94か国」と「国」のみを明示した記述は、生徒が誤解するおそれのある表現であると判断し、これを「93の国と地域」と訂正することを検定規則14条1項に基づく訂正として承認するに至った】とある。ここで、「検定規則14条1項」とあることにご注目いただきたい。発行者に訂正することを義務づけられた1項訂正を被告は承認したのである。

しかし、被告準備書面(6)では、【日本文教出版社が行った検定規則14条2項に基づく訂正申請は、検定意見を付されなかった記述について、より適切な表現に改める等の理由に基づいて一般に行われているもの】としている。ここで、先の義務的な「1項訂正」が、任意の「2項訂正」にすり替わっているではないか。被告は、被告準備書面(6)で明らかに虚偽を書いている。これを原告に気づかれることなく、何とか隠し通すために、同書面でその場しのぎの嘘の上塗りをしたのだ。「1項訂正」「2項訂正」については、原告第八準備書面の総論を参照していただきたい。

令和2年に訂正申請を行った日本文教出版は、94か国が「生徒が誤解をする恐れのある表現」であることの認識のもとに、文科省に訂正申請を行ったことになる。しかしながら、文科省が令和2年の検定時点で「94か国」が「誤り」となった事実は公表されておらず、文科省以外、誰も知りえないことなのである。にもかかわらず、同社は「誤り」の認識の元で、「1項訂正」を選択して訂正申請を行ったということになる。これは原告第四準備書面のとおり、まさに被告の指示で同社に訂正申請を出させたという動かぬ証拠である。

第5に、被告調査官が名を連ねる書籍の「証拠価値」について

原告は、被告国が提出した書証の論文の編集委員に教科書調査官の名前があることを指摘したのに対し、【論文の著者は「冨田幸祐」氏であることから、何ら意味をなさない主張である】とするが(被告国準備書面(6))、これはあまりに認識が甘い。編集委員ということは、書籍の記述内容について十分に意見や助言をすることができる立場にあったことは明らかであり、名前があるだけで、疑われても仕方がない。それを証拠として出した被告の見識が疑われる。

以上の諸点を踏まえると、やはり被告は、不確定な「根拠の有無」ではなく、令和元年度検定時点より「国と地域」の有無によって、本件申請図書に検定意見を付そうとしていたことが十分に推測される。そうなるとやはり、「94か国」の記述をした日本文教出版が検定意見を付されなかったことはダブルスタンダードとなる。

以上、本件は、手続に瑕疵があり、検定意見を付けるべきでない記述に検定 意見をつけ、かつ他社との間でもダブルスタンダードとなるから、違法な検 定である。

### 7 レザノフ来航

この項については、時間的な経過が重要なので、時系列で整理する。

- (1) 本件申請図書の本文には、「1804(文化元)年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼等は樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。」と書かれている(p156)。
- (2) これに対し「生徒が理解するおそれのある表現である。(幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との<u>時間的関係</u>。)」という検定意見が付いた(以下、下線は全て引用者)。
- (3) 原告は、山川出版社ならびに育鵬社も同様の記述がある、ダブルスタンダードであると指摘した(訴状)。
- (4) 被告準備書面(2)
  - 【(本件検定図書の一引用者注)記述は、襲撃が1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれていると誤って理解する恐れがある】
  - 【(他社の申請図書について)原告が挙げる山川出版社の申請図書の記述は…樺太や択捉島を襲撃したのは「レザノフ」本人ではなく、その部下であると読み取ることができるので、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれはない。

また、原告が挙げる育鵬社の申請図書の記述は…通商を求めた主体は「ロシア使節レザノフ」とされているのに対し、樺太や択捉島に攻撃を加えた主体は「ロシア船」となっており、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれはない。よって、山川出版社及び育鵬社の各記述は、本件申請図書の記述内容と異なり、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」に該当しないことから、検定意見を付さなかった。】

### (5) 原告第三準備書面

【被告の主張は論点のすり替えである。そもそも、検定意見は、「幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係」が問題であると指摘したのである。そこで原告はその点について他社(山川、育鵬)の記述を挙げて、自由社のものと何が違うのか、ダブルスタンダード事例ではないかと主張したのである。しかし、上記被告の主張は、この点には一切答えず、「攻撃の主体がどこだったのか」に論点をずらしている。】

# (6) 被告準備書面(4)

【本件申請図書の記載に対する検定意見が「幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃の時間的関係」をいうものであったことは原告の主張するとおりである】

【被告が「攻撃の主被告国が「攻撃の主体」についてまで言及したのは、 検定意見の趣旨と、検定手続において原告が主体に係る主張を行ってい たという経緯を踏まえたものであり、また、被告国は、本件申請図書の 「時間的関係」の問題について、襲撃が 1804 年の出来事であると誤っ て理解するおそれがある旨具体的に述べているのであるから「論点のす り替え」だという原告の指摘は全く当たらない。】

【山川出版社の申請図書及び育鵬社の申請図書の各記述は、いずれも、同一年(1804年)に生じたレザノフの通商要求の事実と幕府の通商拒絶の事実を一文にまとめる一方で、レザノフの部下らが日本人居留地を襲撃した事実は別の文で記述している。このような工夫から、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、必ずしも襲撃を 1804 年の一連の出来事として認識するおそれがあるとはいえないと評価できる。】

# (7) 原告第四準備書面

【被告準備書面(2)は、そもそも争点にない「攻撃の主体」に「まで」 言及したのではなく、「攻撃の主体」に「しか」具体的に言及していない。本来ならば検定意見の争点である「時間的関係」について、原告第四準備書面のように主張するはずである。しかし、それをせずに、「攻撃の主体」にしか言及できなかったということは、その時点ではうまい理由が思いつかずできなかった証左である。】 【原告第二準備書面で「論理のすり替え」を指摘され、否応なしに今回の 書面で 半ば無理やり反論をしてきた。「後付け」である】

【その無理やりの反論が極めてお粗末である。他2社は文章が2つに分かれているから誤解しない、という。しかし、時間的前後関係を表現するのは二文であろうと一文であろうとどちらも文として可能であり、一文か二文かで時間的関係が異なるという日本語のルールは存在しない。】

# (8) 被告準備書面 6

【被告国は、検定意見の趣旨について、被告国準備書面(2)において、「第2文の「彼ら」が第1文の「レザノフ」を含むその一団を指すものと理解するのが一般的な読解であるといえることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、襲撃が1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれていると誤って理解するおそれがある」旨主張した(そのことを、被告国準備書面(4)でも繰り返し述べている。したがって、「時間的関係」について被告国が被告国準備書面(2)で述べていないことを前提とする原告の主張は、前提を欠く。】

以上の経過をたどれば、被告の論点ずらしは明白である。

上記(1)~(8)を踏まえると、争点となるのは「時間的経緯」のみであるにもかかわらず、被告は訴訟で原告よりダブルスタンダードを指摘されたため、準備書面において「主体」もまた(あわよくば「主体」のみを)争点としようとしていることがはっきり見て取れる。それは「時間的経緯」の記述のみで争うのは被告に不利だと気付いているからに他ならない。それを原告に見破られ「論点ずらし」と指摘された途端、(6)のような後付けのあやふやな主張に走ったが、これでは説得力に欠ける。

さらに、極めつけは(8)である。【「時間的関係」について被告国が被告国準備書面(2)で述べていないことを前提とする原告の主張は、前提を欠く】とある。しかしながら、被告は準備書面(2)で「時間的関係」に触れた部分は、新たな主張でも何でもない「襲撃が1804年の出来事であり」の事実関係を記した一文だけであり、その後「かつ、」といれて争点とは無縁の「主体」についての具体的主張を長々と展開している。これをもって時間的関係を述べているとして【原告の主張は前提を欠く】とはあまりに無理があると言えるだろう。しかも最後まで「主体」の主張を展開する被告の行為は全く意味のないものである。

その他の主張は従前の通りである。ダブルスタンダードによる違法検定で ある。

### 8 日中戦争の長期化

本件申請図書の、「課題②について書いたさくらさんのノート」に、「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」という記述 (p253) に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(日中戦争長期化の原因)」という検定意見が付いた。

この件につき、原告は、被告の指摘に一つひとつ答えて説明したが、被告の 反論は支離滅裂である。それを、順を追って述べる。

- (1)被告は準備書面(2)で、日中戦争が泥沼化したのは、アメリカが中国を支援したことのみに求められるとの誤った理解を招くおそれがある、と批判した。
- (2) そこで原告は、第二準備書面で、本件申請図書 234 ページの「蒋介石は 米英仏ソの支援を受けて、戦争を継続しました(以下略)」の記述によって、アメリカだけが中国を支援したのではないことが分かると反論した。
- (3) すると被告は準備書面(4)で、【234ページにおいては米英仏ソなど 複数の支援があったことが記載されている一方で253ページの上記記載は アメリカのみが支援していると誤解される記述になっている点で、相互に 矛盾・抵触するものになっており、これらを一体のものとして理解することはできない。】と反論した。
- (4) これは屁理屈である。生徒は、234ページの記述をすでに学習していて、複数の国々が蒋介石を支援していることを知っている。その上で、問題が「②日本とアメリカの関係が悪化していく道のりを、順を追って書いてみよう。」の回答であるからアメリカだけを主語にして書いているだけのことであり、中学校段階の合理的一般人はそれを矛盾とは思わない。また、そうはいってもアメリカの支援が強力だったので、さくらさんのノートの⑤において、「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」と記述したのである、と反論した。
- (5) すると被告は、準備書面(6)で、【本件申請図書の該当ページ(甲1・253 ページ。乙A27の08の1)において原告の主張する記載はされていない。】と言い出した。はじめは、アメリカだけが泥沼化の原因だと読めるとし、そうではないと分かる記述を示すと、今度は、アメリカの介入が日中戦争泥沼化の一因であることが書かれていないと反論する。
- (6) しかし、そのことは、本件申請図書 235 ページに「悪化する日米関係」 と見出しを付けて、「これまで、表面上は中立を守っていたアメリカは、 この前後から、中国の蒋介石を公然と支援するようになり、日米戦争の種 がまかれました。」としっかり書いている。フライング・タイガースのこ

とも書いている。

- (7) さらに被告は、「アメリカの支援が強力な旨の明確な記述は本件申請図 書中には見られず、・・・」という。
- (8) しかし、それは、本件申請図書 234 ページの囲み「●日中戦争 蔣介石を援助した米英仏ソ」に書いている。英仏の借款がそれぞれ 2000 万ポンドと 1 億 5000 万フラン、それに仏の 9600 万フランの援助に比べてアメリカは、4 億 2000 万ドルの援助の他新鋭戦闘機 50 機、弾丸 150 万発、戦闘機 100 機、トラック 3000 台、B-17 爆撃機 500 機と圧倒的に強力な援助をしたのである。これらを併せ読んだ中学校段階の合理的一般人は、アメリカがソ連と共に強力に支援していたことが分かるから、「米英仏ソの支援を受けて」の実態が理解できるのである。

以上のことから、この検定意見は違法である。

### 9 聖徳太子の呼称

本件申請図書中の「聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています。」(p44)の記述に対し、「学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。(内容の取扱い(3)のアの「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」)」という検定意見が付いた。

この項の中心的論点は、学習指導要領が「後に「聖徳太子」と称されるようになったこと」に触れることを求めているという記述の要件を、本件申請図書が満たしているかどうかである。

訴訟の過程を通じて、原告の一貫した主張は、次の通りである。

- (1) 古代の天皇の漢風諡号はすべて、「後に」称されるようになったものであるから、【聖徳太子についてのみそのような扱いを求めていると解釈するなら、他の天皇との扱いの不整合は耐えがたいものとなる。】(原告第七準備書面)
- (2)本件申請図書は、(ア)44ページの本文では、「聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています。」と書き、(イ)46ページの「④聖徳太子の事績年表」では「574 聖徳太子(厩戸皇子)誕生」とあるところから、原告は、(ア)と(イ)を併せ読めば、厩戸皇子がのちに聖徳太子と呼ばれるようになったと読めることは明らかであって、学習指導要領の要件を満たしている、と反論した。
- (3) 育鵬社も本文で、「このときに摂政となり、馬子とともに推古天皇を支えたのが、幼いころから優れた才能を示し、蘇我氏と血縁のある皇族の聖徳

太子(厩戸皇子)でした」(46ページ)と、自由社と同じ「聖徳太子(厩戸皇子)」という書き方をしているのに、その記述に検定意見が付けられていないのはダブルスタンダードである。

- (1) について、被告は回答してこなかったが、準備書面(6) において、やっとこの点にふれ、【「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」は学習指導要領の要求であり、これに適合しない記述が存在すれば、他の天皇の扱いとの整合性いかんに」関係なく、検定基準に基づき検定意見が付される】(下線は引用者)と述べた。これは、「整合性」が問われる状況であることを被告が半ば認めたものと評価できる。今後は、このような不整合と矛盾を含んだ学習指導要領は改善していただきたい。
- (2) について被告は、本件申請図書の記述では、【「聖徳太子」と「厩戸皇子」が先後関係なく併称されていたとか、「厩戸皇子」は後から称されたものであるなど、様々な読み取りが可能】(被告準備書面(4))であるとして原告の主張を退けた。

しかし、「574 聖徳太子(厩戸皇子)誕生」という人物についての表記は、「A(B)」という形式を取っており、この場合、Bが幼名または若い時期の呼称であり、Aが大成後、あるいは死後を含めて歴史上よく知られている呼称を示すものであることは慣例的に確立した表記法である。ここから、呼称の前後関係は自然に、かつ容易に読み取れるのであって、被告の主張のように【「厩戸皇子」は後から称されたもの】とも読めるという主張はためにする議論である。よって、本件申請図書は現在の記述でも学習指導要領の要求を満たしている。

(3) については、被告は、育鵬社が「のちに人々から「聖徳太子」とよばれるようになりました」という記述があとのページにあることを総合して、学習指導要領の要件を満たすとしたのであるが、「本文とその他の記述を併せ読む」という被告の読み方は本件申請図書にも適用されるべきであり、そして、本件申請図書において、上記(2)で述べたとおり、学習指導要領の要件を満たしていると読めるのであるから、それを認めないのはダブルスタンダードであり、違法な検定である。

#### 10 欧米諸国の日本接近

本件申請図書の「49 欧米諸国の日本接近」(全体) (p156~157) に対して、「学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。(内容 B(3) のアの(エ)の「社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを基に、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解すること。」)」との検定意見が付いた。

本件について、問題の全体像を改めて明らかにしたい。

第一に、現行の学習指導要領の教育内容の配列には欠陥があるという問題を取り上げる。西暦 1800 年前後から始まる「欧米諸国の日本接近」が、近世の学習事項の一つとして位置づけられているのである。そのために、江戸幕府の政治などを学ぶ中で、幕府政治の動揺といった観点から、「欧米諸国の日本接近」を学ぶことになるが、生徒は「どうして西洋の船がそんなにたくさん日本近海に来るのか?」と謎のまま学習を終えるという次第になる。これは、学習指導要領が、時代区分上、人為的に「近代」の始まりを 1853 年の「ペリー来航」に置いているため、それより 50 年程前に始まっている「欧米諸国の日本接近」は、「近代」に入れてはならないということになるからである。

このことは、もう一つの問題を生み出す。「近代」は、欧米の歴史を 200 年も前に遡って、「欧米の市民革命」から始まり、「産業革命」を経てその影響が幕末の日本に及んで、ペリー来航に至るという構成をとる。つまり、学習指導要領上の「近代」という時代は、欧米では 17 世紀から始まるが、日本史では「ペリー来航」から始まる、というわけだ。

しかし、そうすると、近代の中の「欧米諸国のアジア進出」から一挙に「ペリー来航」に話がとぶ結果、本来その間に入るべき「欧米諸国の日本接近」の学習が浮き上がってしまい、非能率なのである。「欧米猪谷のアジア進出」→「欧米諸国の日本接近」→「ペリー来航」と進んでこそ、近代文明を背景に、軍事力を伴って押し寄せてきた欧米列強の日本接近の恐ろしさが実感でき、また「ペリー来航」に対してある程度の準備ができていたことも理解出来るのである。このような配列のほうが、生徒の理解にとって断然よいことは、すでに教室で実証ズミなのである。

このような問題意識から、原告の歴史教科書は、「近代」の日本史の始まりの部分に、前史として「欧米諸国の日本への接近」を置いたのである。おそらく同じ問題意識からであろうと思われるが、中学校歴史教科書を発行する他の二社も、自由社と全く同様に、「欧米諸国の日本接近」を、近世の最後ではなく、近代の冒頭に置いたのである。そこに盛り込まれたトピックも、間宮林蔵、異国船打ち払い令、蛮社の獄、と全く同じである。

第二に、文科省はこういう現状にどう対処したか、という問題がある。他の 二社には検定意見をつけず、自由社のみ検定意見をつけて、「一発不合格」の 一因としたのである。では、それはどういうルールによってそうなったと文 科省は説明するのか。その一般ルールにいついての記述が、被告の準備書面 (2) に書かれている。関連部分を次に引用する。

【教科書の配列上、時代の大きな流れを把握するための工夫として、「近

代の日本と世界」の学習内容と接続させて記述することも許容している。 ただし、その場合であっても、上述した学習指導要領上の位置づけを踏ま え、教科書の排列において「幕府の政治の展開」の内容は「近世の日本」 の学習の一部を構成することを明確にすべく、当該箇所が「近世の日本」 の学習の一部を構成することが明確にされていることが必要である。】

これは、何を意味しているのか? 何をどうしろというのか? すぐに理解できる人はほとんどいないだろう。そもそも、時代区分などというものは便宜的なものに過ぎない。歴史は連続しており、「欧米諸国の日本接近」はそれ自体の事実として起こった出来事である。それがペリー来航以前であるのは当然だから、近世とよびたければそれでも構わないが、学習指導要領の人為的な区分になぜそれ程こだわるのかは不明である。

そして、上記のルールを適用したことにして、この甚だしいダブルスタンダードを正当化したのが被告準備書面(2)の意味だったのである。一体、学習指導要領の時代区分からズレた教材の排列が生まれた場合の対処の仕方の成文化したガイドラインがあるのだろうか、あるなら開示してほしいと求めたところ、【原告の求めるような「内規」などはない】(被告準備書面(6))と回答が来た。

これでハッキリした。教科書調査官は、「自由社を落とす」という大方針のもと、検定意見を積み上げるため、「欧米諸国の日本接近」が「近代」に含まれていることを発見して、大喜びで検定意見をつけたものの、ダブルスタンダードを指摘されて、事後法で前掲のルールめいたものをデッチ上げたと疑われても仕方がない。被告は必死で、他二社の教科書から、自分たちの主張に都合のよい点を見つけ出そうとしているが、要するにこじつけである。

それを言うなら、他社2社と同様に自由社もまた様々な工夫をしていることを原告として主張してきたが、被告は、それらは「工夫に値せず」とはねのけ、他社2社については、準備書面(6)においても、さらに次から次へと、従前まで主張していなかった「工夫らしきもの」(たとえば、近世の松平定信の記述にロシア船の接近への言及がある、など「工夫」とは関係のない記述など)を教科書の記述から絞り出してきて評価し、本件申請図書との評価の差別化を図ろうとしている。まさに、やりたい放題である。初めから本件申請図書はアウトで、その他はセーフという結論ありきなのである。このような不公平を許してはならない。

以上のとおりであるから、本件は検定意見をつける必要のないところに付けた点でも、他社の扱いと明瞭なダブルスタンダードを犯している点でも、 違法な検定である。

### 11 警備の武士

原告は第七準備書面七で、三つの論点を提示した。それぞれについて、被 告準備書面(6)がどのように回答したかを検討しよう。

第1の論点は、本件申請図書と帝国書院が使用した『春日権現験記絵』からとられた絵画は、「白河上皇を守る武士」についての視覚的イメージを与える教材として一般的に用いられてきたものであることの指摘である。これについて、被告はそれを認めるか認めないかの判断を全く示すことなく、原告が提出した『図説 日本史通覧』(甲19の1)は文科省検定の対象外であるという自明な事実を持ち出して、回答を回避した。これは、原告の指摘を認めると都合が悪いからであるが、被告が否定しなかったので、この論点については認めたこととみなすことができる。

第2の論点は、上記のようにこの絵画が「白河上皇を守る武士」を表現したものとして用いられてきたという流れに沿って、原告も帝国書院も同様の扱いをしたのに、文科省が令和元年度検定で両者に対し異なる処遇をした問題である。原告は、令和3年6月8日の参議院文教科学委員会における、文科省の串田俊巳教育課程調整官の答弁が、完全に矛盾したものであることを論証した。

これに対し被告は、本件申請図書と帝国書院の申請図書とは絵画のトリミングの範囲が異なり、帝国書院の絵画の右下隅には3人の、「武士」と推定される人物(これを以下、「3人組」と呼ぶ)が含まれているから検定意見は必要なかったと反論した。しかし、この反論は失当である。そこで、もう一度、この問題を巡る双方の主張を振り返ることにしよう。串田氏の答弁は次のとおりであった。

- ア) 上皇の近辺に控えている者は武官とするのが適切な表現である。
- イ) 帝国書院の写真には警備する武士とのタイトルがある。
- ウ) 写真の説明に警備に当たる武士たちと記述されている。
- エ) 「武士たち」の「たち」によって、武士以外に武官が描かれているということが読み込めるので、帝国書院には検定意見を付さなかった。

ここで、ア)が正しいとすれば、イ)とウ)にも検定意見をつけるべきであった、というのが原告の主張である。そして、それに対する反論が、エ)の言い訳であった。

そこで、今回はこのエ)が成り立たないことを論証する。 帝国書院の申請図書のキャプションは、次のとおりである。

< 白河上皇と警備する武士 牛車に乗った白河上皇が春日大社(奈良県) に到着した場面です。周囲には同行してきた貴族や警備にあたる武士たち、 以下、被告の言い訳の逃れがたい矛盾を指摘する。

帝国書院のこの単元のタイトルは「朝廷と結びつく武士」であり、主題は武士、従って絵画の主役も武士であるはずだ。ところが、(被告の解釈によれば)主役の武士は右下隅のところにいる「3人組」だけである。絵画の残りのスペースを占めているのは、(被告の解釈によれば)貴族と武官のみであって、武士は存在しない。それなのに、「武官」の語は一切含まれていない。生徒は間違いなく、「9人組」などを武士と「誤解」する。だから、この絵画には当然、検定意見を付けなければならないのである。

さらに奇妙なことがある。「周囲には同行してきた貴族や警備にあたる武士たち、参列した春日大社の僧たちが居並んでいます」とキャプションにある。しかし、かの「3人組」は、「周囲」にはおらず、「警備」にあたっているとも見えず、「居並ん」でもいない。要するに、この絵画資料は、被告の解釈によれば「白河上皇を守る武士」というコンセプトを与える教材としては不適当なのである。被告は、原告にはその解釈を(正否は別として)適用したが、帝国書院については見逃したのである。これが、誰が考えても実際に起こったことであり、帝国書院はこの被告の苦衷を救うために協力させられたのである。

そこで、帝国書院は、「武士」を「武官」に変え、キャプションも次のように変える訂正申請をした。

<白河上皇と警備する武官 牛車に乗った白河上皇が春日大社(奈良県)に到着した場面です。周囲には同行してきた貴族や武官たちが居並んでいます。白河上皇を警護する武官は、後に「北面の武士」とよばれました。>

さて、被告によれば、【当該図画の左側の黒服の装束の9名は公卿(上級貴族)で、そのうち矢を背負っている者は「武官」の官職に就いている者】であるという。そうすると、上記の帝国書院のキャプションでは、これらの上級貴族も「後に「北面の武士」」とよばれたことになる。そんなことはあり得ない。しかも、例の「3人組」は、「後に」ではなく、この時、すでに「北面の武士」の一員だった(らしい)のである。帝国書院現行版の教科書は支離滅裂の欠陥商品だということになる。しかし、このようにしてしまったのは、おそらく文科省のぼろ隠しに協力させられた結果なのであろう。

以上のとおり、被告の反論は破綻しており、ダブルスタンダードの責任は 到底免れるものではない。

第3の論点は、絵の左手黒装束の人々の背後の「9人集団」は武士とよん

でよいかどうかという問題であるが、これは原告だ七準備書面で詳述したので繰り返さない。

以上のことから、この検定意見は違法である。

# 12 古代までの日本

本件申請図書、第1章のまとめのページで、兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」という記述(p68)に対して、「生徒にとって理解し難い表現である。(アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味)」という検定意見が付けられた。

本件について原告は、検定意見そのものの違法性と、ダブルスタンダード 検定であることの違法性の2点を主張する。

### <第1点> 検定意見自体の違法性

そもそも、ことの起こりは、学習指導要領が中学校歴史教科書の大きな時代区分として、(1) 古代までの日本、(2) 中世の日本、(3) 近世の日本、(4) 近代の日本と世界、(5) 現代の日本と世界、という5区分としたことにある。このうち、(2) 以降の時代の呼称には特別の問題はないが、(1) の「古代までの日本」という表現は日本語の表現として違和感があり、日常的にはこんな言い回しはしない。これは恐らく人類の起源・進化を教えるべき内容に含めたために、「古代の日本」というシンプルな言い方が出来なかったためと思われる。従って、本来、どこまで遡って第1章の起点とするかは判然としないのが実情である。

しかし、学習指導要領がこのような時代区分の呼称をした以上、教科書執 筆者は戸惑いながらもそれに従わざるを得ない。そして、恐らくこの検定意 見を付けることを思いついた教科書調査官も、学習指導要領の時代区分呼称 であることを思わず忘れて、検定意見を増やす材料としてあげたものである と推定される。以上の事情を踏まえて双方のやり取りを整理すると、その流 れがよく分かる。

まず、被告は、自らが定めた「古代までの日本」という不自然な表現が学習指導要領に由来することを忘れて、【本件申請図書の第一章の章名を指すものではなく、一般的な記述と認識する恐れがある】と書いている。これは調査官自身が本当に学習指導要領の章名を忘れていたのであろう。しかも、その責任を出版社に負わせようとするのであるから、罪深い。しかし、原告が主張してきたように、教科書調査官とは違って、この不自然なタイトルの章を学習してきた生徒にとっては、それが第1章の章名であることは当然な

がら自明なのである。

次に、被告は、【「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(中略)の誕生」という日本の外で発生した事象が、どのように日本の古代史(「11世紀末の摂関政治の終わり頃まで」)と結びつくのかについて、誤りなく理解することは困難といえる。】と主張する(被告準備書面(4))。これはまさに「ないものねだり」であり、上記の問いにまともに答えることの出来る者など誰もいないであろう。自らの学習指導要領に原因がある矛盾を民間に押しつけ、しかもそれを検定不合格の素材にするとは、許しがたい横暴である。

第3に、被告は、原告がまとめのページの下部のまとめ図とページ上部の兄弟の会話が不可分であると主張したことをとらえて、教科書が「70万年前」から始まっているのに、「10万年前にホモ・サピエンスがアフリカを出る」が図の起点となっていることは、【対象とする期間が整合しない】(被告準備書面(6))などと揚げ足をとるが、アフリカにおける人類進化史を学習させるべきだという主張をするのでもない限り、どこで物語を始めようと教科書の著者の裁量に任されてよい領域なのである。そういうところに検定意見をつけたことは、自由社狙い撃ちの動機を持っていたことをうかがわせるもので、違法な検定である。

### <第2点> 他社とのダブルスタンダードによる違法性

原告は、東京書籍も本件申請図書と同様に、「この章では、人類の誕生から平安時代の中ごろまでの時代について学習します」と書いているにもかかわらず、東京書籍に本件申請図書と同様の検定意見を付けなかったのは、教科書会社によって検定時の処遇を差別するダブルスタンダードであると主張したのに対し、被告は、東京書籍の場合は、「この章では」と書かれているから、章のタイトルであることが分かるので問題にならないと答えた。

しかし、本件申請図書でも誤解が生じないことは、教科書の下部に置かれた「第1章 古代までの日本<まとめ図>」と一体で吹き出しの会話が為されていることなど、すでに論証したとおりである。それに加えて、原告に、人類の誕生と摂関政治の因果関係の説明を求めるなら、東京書籍にも同じ説明を求めてもよいはずだがそれをしていないのは、教科書会社によって検定の処遇を変えるダブルスタンダード検定であるのは明らかで、この検定は違法である。

#### 13 日本人が来た3つのルート

本件申請図書の、「④日本人の祖先が来た3つのルート」中、津軽海峡(p21)に対して、「生徒にとって理解し難い表現である。(同地図キャプション中

の「津軽海峡は100m以上の深さがあったので」との関係が理解し難い。)」 との検定意見がついた。

本項の論点は、ダブルスタンダードによる不合格のみである。

原告は、教科書の制作意図としては、津軽海峡の海が深く、氷河期の水位が下がった時期にも陸続きにはならなかったことを図によって表現する狙いであったのだが、図はそのように出来ていなかった。従って、検定意見が付くことに異存はない。

しかしながら、他社にも同類の欠陥があり、それにも関わらず他社には検 定意見を付けていないので、ダブルスタンダード検定であり、違法だという のが原告の主張である。

問題の焦点は、歴史資料としての地図の位置づけにしぼられる。原告の主張は、東京書籍の教科書の図が、現在の対馬海峡において、朝鮮半島と日本列島が海で隔てられるように描かれているにもかかわらず、そこを通ってナウマンゾウやオオツノジカが日本列島に渡ってきたように描いているという明らかな矛盾を含んでいるということである。本来、図は同時期の出来事を空間上にプロットするものであり、しかも、この地図の主題は、まさにこれらの大型動物が日本列島に渡ってきた経路なのである。その主題に関する地図が、動物が渡って来ることができないように描かれているとしたら、地図の用を為さない。

被告は東京書籍の教科書の本文に、「現在の日本列島も、たびたびユーラシア大陸と陸続きとなり」とあることから、中学生は正しく理解できるとするが、それならば地図を掲載すべきではなく、地図を掲載するならば、その陸続きであった時期の地図を掲載すべきである。このような次第で、東京書籍の教科書に載っている地図は、教材としての役割を果たすものとはなっていないのであるから、当然、検定意見を付けられるべきものである。

なお、被告は、ここでは原告の「地図と説明文との不整合」を問題にしているので、東京書籍の教材はそのような関係にはないと反論するかも知れないが、(ア)大型動物の日本列島渡来の経路を、(イ)地図を使って説明する、という点で両者を同一のカテゴリーに属する事例として扱うことに何の問題もない。その中で、東京書籍のケースは、地図そのものの中に内在的矛盾を含んでいる点が問題である。この点は、日本文教出版の教科書についても言えることである。

よって、この検定はダブルスタンダードであり、検定は違法である。

### 14 稲作の伝来ルート

本件申請図書の記述、「稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。」 (p31) に、「生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の伝来ルートについての学説状況)」との検定意見が付いた。

(1) 被告準備書面(2)で被告は、次のように主張する。(下線は全て引用者による)

【稲作の日本伝来ルートについては<u>通説的考え方がある状況ではないところ</u>、当該記述は、通説的考え方ではないと評価されるにも関わらず、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、稲作が長江流域から伝来したという説が通説的考え方であるものとして誤って理解するおそれがある。よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。なお、検定意見が、長江流域からの伝来の記述を否定する趣旨ではなく、当該記述をするならば、朝鮮半島からの伝来説が有力説であることも併せて記載するべきであるとの趣旨であることは明らかである】

被告はこれまで検定の原則として上記のように「通説的考え方がない状況の下では、複数説あることを記す必要がある」旨主張してきた。これに照らして本件の記述を見ると、複数説を書いていないとして検定意見がつけられたとするならばその点については一定の理解はできる。

(2) 一方、原告が提出した佐藤洋一郎氏の書証(甲20)について、【大陸からの直接渡来説が「断然有利」】としたことを【都合のいい切り取り】(被告準備書面(6))と論難するが、そこのどこが「切り取り」なのか。原告は文字通り「断然有利」と記したまでであり、被告準備書面(6)にあるような【直接渡来説が唯一有利な説】などと全く主張するつもりはない。

原告が上記主張を展開した理由は、被告が「通説的考え方がない」状況にもかかわらず、ことさら朝鮮半島由来説に固執し、これを最有力説であるかのように扱うからである。

これまでの原告は、佐藤氏の書証のみならず、昨今の研究からも、既に大陸からの直接渡来説のほうが有利であることは明白であり、少なくとも朝鮮半島由来説が最有力であることはないと主張したのである。

この状況にもかかわらず、被告は、自身も認めるこの「通説的考え方がある 状況ではないところ」で、朝鮮半島由来説しか書いていない東京書籍や帝国 書院については、検定意見をつけなかった。被告の主張する原則に則るのな らば、むしろ「朝鮮半島由来説を記述するなら、大陸直接渡来説も併記する必 要がある」となるはずだ。よって、東京書籍と帝国書院に検定意見を付さなか った理由は破綻している。

被告の古代史に対する姿勢は旧態然たるものであり、いいかげん古い説に 固執せず、新たな有力説に真摯に目を向けるべきである。

なお、帝国書院版の「矢印」についても、被告はこれが「唯一のルートを示すとはいえない」と詭弁を弄するが、これを見た中学生段階の合理的一般人には、これが唯一のルートと誤解するおそれがあるのは明らかだろう。この主張は従前のとおりである。

ダブルスタンダードであり、違法検定である。

# 15 仏教伝来

本件申請図書の「欽明天皇の治世であった 552 年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。」という記述について、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(仏教伝来の年についての現在の学説状況)」という検定意見が付いた。

本件に関する双方の議論の経過は、次の通りである。

- (1)被告準備書面(2)に【仏教公伝の年については、538年に伝来したとする説と552年に伝来したとする説があり、通説的考え方がないため、年次を特定して記述するのであれば学説状況に照らして双方の説に触れて記述する必要がある】とある。本件申請図書が年次を特定しながら双方の説を書いていないことで検定意見がつけられた点については一定の理解ができる。
- (2) また、被告は、【「6世紀半ば」という表現には、538年及び552年の双方が含まれると解しうることから、双方の学説を包含するものと評価することが可能であるとともに、一方の考え方が通説的考え方と認識されるような形での記載ではないことから、中学校段階の合理的一般人において、誤って仏教公伝の年についての通説的考え方が538年又は552年のいずれかであるかと理解するおそれはない。】とし、「6世紀半ば」については問題がないとした(被告準備書面(2)、下線は原告)。
- (3) 原告は(2) について、それなら、他2社にある「6世紀前半」の記述では明らかに552年が含まれていないからダブルスタンダードであると主張した。
- (4) これに対し被告は【これは「6世紀前半」などといった概括的記述しかなされていない場合についてまで当てはまるものではない。育鵬社と学び舎の記述については、双方の記述が具体的な時点を特定するものではなく、「6世紀前半」といった幅のある期間を記述していることから、通説的考え方が538年又は552年のいずれであるかと誤解されるおそれはないことから検定意見を付さなかったもの】という(被告国準備書面(4))。

(5) (2) の被告の主張に則れば、**①**「双方の学説が包含できるものと評価」でき、かつ、**②**「誤って通説的考え方がどちらかであると理解することはない」の 2 条件がそろって OK ということになるのだが、(4) の主張は明らかに条件を満たしていない。

原告第四準備書面でも述べたとおり、二分法で考えれば当然ながら「6世紀前半」に 552 年は含まれない。従って双方の学説は「包含」されない。そして、この時点で 552 年の選択肢が排除されており、必然的に一方の 538 年の一説のみを指し示すことになる。そうなれば、この記述をみた中学校段階の合理的一般人は、二説のうち 538 年が通説であるかのように誤って理解することになる。

被告国準備書面(6)では【「6世紀前半」が538年及び552年の双方を含むかどうか問題とされたのではないから、原告の主張は被告国の主張を正解しないものである】と主張しているが、「包含すること」を前提としたのは上記の通り、まさに被告自身であり、その主張は通らない。

以上のことから、この検定意見はダブルスタンダードであり、違法検定である。

### 16 院政

本件申請図書の、「院政が始まると、後白河上皇は、税の減免などの特権を 荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。」という記述 (p70) に対し被告は、「生徒が誤解するおそれのある表現である(税を免除 する主体)」。との検定意見をつけた。それに対して原告は反論書で、「実際 の権限は朝廷(天皇)にあったが、事実上の意思決定を院庁でしたから「院 政」なのであり、誤解のおそれはない。」と反論した。それに対する被告の反 論認否書は「後白河上皇自身が、直接が税の減免特権を与えたかのように誤 解する恐れがある。反論は認められない。」と回答した。

ここで、原告が「実際の権限は朝廷(天皇)にあった」とした意味は、制度 上、あるいは形式的には朝廷にあったという意味であり、事実上は上皇にあったという意味であることをもう一度確認しておく。

院政が始まる前の摂関時代は、摂関家が実権を握り、天皇は形の上で権限を持っていたに過ぎなかったが、院政が始まると、上皇が摂関家に代わり実権を握った政治体制となった。すなわち、院政とは、皇位を確実に皇子に継承する譲位の制度を確立し、上皇が幼帝を後見する体制になったのであるから、事実上の権限は上皇が持っていたのである。被告は、天皇が土地の課税や税の減免についての権限を握っていたことが歴史的事実であるとするが(乙A28の16の1)、この資料は摂関時代のものである。

上に述べたように摂関時代は、表向きは天皇の名において命令を出し、実質的には摂関家が政務を取り仕切ったのである。それに対して院政では、政治の実権を掌握した上皇が院庁を開設し、院宣を発して命令を伝えたのである。したがって、徴税権も含めて実質的な権限は院に帰属したのである。また、院の荘園(知行地)は上皇が課税や免税を行ったのであり、これを拡大して院の財政を支えたのである。院の荘園も含めて徴税権はすべて天皇にあったとするのは誤りである。

したがって、検定は違法である。

# 17 新元号

本件申請図書の「大化から■■まで(同ページ右22~23 行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から○○へ」、巻末折込年表「二○一九」も同様) (p9) に対し、「生徒にとって理解し難い表現である。」との検定意見が付いた。

令和元年度の申請図書は、平成31年4月中旬の検定申請に向けて作成したので印刷段階で新元号は不明であるが必ず決まるものなので敢えて伏字(■■)を使い、新元号が定められた時にそれを訂正申請で記入する場所であることは明らかなのに、被告は「大化から■■まで」など8か所に【生徒にとって理解し難い表現である。3-(3)】と検定意見を付けた。

そもそも、新元号が未だ公表されていないので分からないのに、それを検定すること自体必要ない。これは訂正申請で対応することで対応できる。事実、「索引」について被告は準備書面5で【索引項目のうち当該項目の本体部分における掲載ページ数については、本文が確定しない検定手続時点においては対応関係が定まらないことから、検定意見相当個所として指摘しないことは合理的であるといえるのであって、これらについて訂正手続による手当がされたからといって、検定手続時点において「各社の申請図書の検定を厳密にしていなかった」ことにもならない。】と述べる。未だ定まらない箇所に検定意見を付ける必要はないと反論しながら原告の申請図書に検定意見を付けているのは、出来るだけ原告の申請図書には検定意見の数を増やしたいという被告の悪質な意図に基づく検定だったことの典型的証拠である。

被告の検定姿勢は、対象とする教科書会社によって極端に異なり、それが ダブルスタンダードにつながっていることがよく分かる。

自由社の新元号の伏字(■■) については、被告はそれが未だ発表されていないので伏字になっていると理解しながら、「生徒にとって理解し難い表現である。」という理由で検定意見を付けた。

一方、帝国書院は新元号部分が空白になっていることについて、「表現自体

が存在しない」から理解することが困難とはいえず、検定意見を付けなかったという(被告準備書面2)。まさしく、典型的な詭弁である。

また、被告準備書面(6)では、帝国書院の教科書訂正申請について、【教 科書上の記述は、検定手続と検定後の訂正申請の手続きの双方が相まって、 その適切性を担保しているものであり、訂正申請の手続きでは、検定決定後 により適切な記述に訂正すること等(検定規則第14条2項)が許容されて いる】と述べて、検定手続と訂正申請手続きが相まってその適切性が担保さ れていると強調する。ところが、原告が、第二準備書面において、伏字は検定 決定後二度に渡る訂正申請手続きがあるので、そこで訂正できると主張した のに対して被告は、これを否定した。その言い分は【訂正申請は検定の合否決 定以降に認められるものであるが、基本的に教科書発行者の自主的な意思に 基づいて行われるものであり、合否決定までの手続きとは審査手続きとは異 なる制度である。】という。更に続けて【当該検定基準に該当するか否かを判 断する際に、検定の合格決定以後になされる訂正申請の可能性があるか否か という推測に基づく事情を考慮すべきでないことは言うまでもない」という。 しかし、原告は過去の教科書検定で、教科書調査官から、「ここは検定意見を 付けませんが、あとで直して下さい」と伝えられたケースがあった。要する に、悪意をもってのぞむか、常識的に振る舞うかという違いであり、上記のよ うな言い方こそ、原告に対する令和元年度検定が強烈な悪意と、何が何でも 原告の教科書をなき者にするという決意のものとなされた違法な検定であっ たことを如実に表している。

本件検定は、検定意見を付けるべきでないところにつけた点でも、他社とのダブルスタンダードである点でも、違法な検定である。

# 18 マゼランの出港地

本件申請図書の図「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」 (p105) 中、「マゼラン」の線に対して「生徒が誤解するおそれのある図である。(同ページ表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓(ス)はスペイン、(ポ)はポルトガル中、「1522 マゼラン(ス)」に照らして、マゼランの出港地を誤解する。)」との検定意見がついた。

- (1) 原告の錯誤による誤記述があったので、次のように改める。 「マゼラン(ス)」のカッコ内表記(ス)は、マゼランの国籍ではなく、航海事業の主催国であるスペインという意味である。ジェノヴァ(イタリア)生まれのコロンブスを(ス)と表記したのと同様である。
- (2)被告は、【マゼランの出航地はスペインであるにもかかわらず、その

航路の始点がポルトガルのリスボンにあるように表記されていること】 (被告準備書面(6))として本件申請図書を誤りとしながら、明確にリスボンを始点(及び終点)としている教育出版については意見を付していないのは明らかにダブルスタンダード検定であり違法検定である。

なお、被告準備書面(2)では、教育出版の地図について、【地図の縮尺が小さいことに照らして「スペイン」の都市と「ポルトガル」の都市を区別して配置しておらず、、マゼラン(一行)の出航の場所に意識を向ける記述となっていない】などとしてダブルスタンダードの批判をかわそうとしているが、上記の通り、明確にリスボンを始点(及び終点)としており、被告の主張は全く成立しない。

ダブルスタンダードによる違法検定である。

### 19 坂本龍馬

本件申請図書の写真説明文「⑤坂本龍馬」の「土佐藩を脱藩した浪人で、薩摩、長州両藩を説いて薩長同盟を実現させました。土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともともいわれます。」(p163)について、被告は「生徒が誤解する表現である(坂本龍馬の実際の行動)3-(3)」という検定意見を付けた。

被告は、準備書面(2)で【本件の記述は、上記の歴史的事実が過度に 省略されており、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を理解することな く、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを 行ったと誤って認識するおそれがある。】という。

これに対して原告は、第二準備書面で【土佐藩を通じて】の意味は、【後藤象二郎の理解と同意を得た上で土佐藩の前藩主である山内豊信(容堂)の理解と同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の方針となり、土佐藩の建白書として徳川慶喜に提出された】の流れを含んでいると反論した。「土佐藩を通じて」とは、坂本龍馬が土佐藩の内部の手続きを踏んで、その承認された意見書が徳川慶喜に提出される一連のプロセスであることは中学校段階の合理的一般人は理解できることである。これをどのように書くかは、執筆者の自由である。

しかし、被告は、この記述では【あたかも大政奉還の構想が坂本龍馬単独の構想として徳川慶喜に伝達されたかのように読めるのであって、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って認識させるおそれがあるものといえる。】と反論する(準備書面(4))。これは全く無理な反論であり、被告のように読む者などいない。

また、被告の準備書面(2)では後藤象二郎の名前が出てこないことを問題にしながら、今度は、その名前があるかないかは問題ではないという。挙

句の果てに、準備書面(6)で、「浪人」の社会的地位や坂本龍馬と土佐藩の関係が教科書に明示的に書かれていなと難癖をつける。はじめに「土佐藩を脱藩した浪人」と書かれていることから土佐藩との関係は分かるし、浪人の社会的地位は中学校段階の合理的一般人には容易に分かることである。

以上のことから、この検定意見は検定意見を付けるべきでないところに付けたもので、違法検定である。

# 20 ペリー神奈川上陸図

本件申請図書の、ペリーが神奈川に上陸した絵のキャプション「ペリー神奈川上陸図」(p159)に検定意見が付き、【不正確である。3-(1)】と指摘された。

第1の論点は、資料の位置づけの問題である。

原告は反論書で【指摘箇所は絵画の名称を意味しない。類似の記述は検定に合格した従来の他社教科書にも存在している。】と反論したが、文科省は反論認否書で【提出された他社教科書とは異なり、「ペリー神奈川上陸図」は絵画の名称と解釈されるため、横浜開港資料館蔵として不正確である。反論は認められない。】と書いて検定意見を撤回しなかった。

しかし、歴史教科書における絵画のキャプションについては、2種類の位置づけが可能であることは被告も認めているのである。すなわち、被告は準備書面(4)で、【①作品それ自体を取り上げる趣旨で掲載されていると思われる絵画と、②そこに描かれた歴史的出来事を示す趣旨で掲載されていると思われる絵画が見受けられる。】と書いている。当然、本件申請図書のこの絵は「②そこに描かれた歴史的出来事を示す趣旨で掲載されていると思われる絵画」の視点からの位置づけであり、横浜と神奈川の違いは問題にはならない。歴史教科書の芸術作品の多くがそうであるように、歴史上の出来事を視覚的に想像出来るようにする教材として位置づけられている。美術作品として鑑賞するためではない。だから絵画の正式名称である必要はもともとないのである。被告が勝手に①であると位置づけるのは横暴であり、根拠がない押しつけである。このキャプションに検定意見を付ける必要は本来、全くなかったのである。

第2の論点は、ダブルスタンダード問題である。

同じ絵は、東京国立博物館にもあり、その公式の名称は「ペリー提督神奈川上陸図」である。原画は横浜開港資料館のものであり、東京国立博物館の絵はその複製といわれる。同じ絵でありながら東京国立博物館の絵に「横浜」ではなく「神奈川」が使われている。

育鵬社の申請図書では、東京国立博物館の絵を使いつつ、この絵の名称を

「ペリー神奈川上陸図」と書いている。「提督」の2文字が抜けている。これも、被告のいう②の位置づけとみなせば、本件申請図書と同様に何の問題もない。文科省のように美術作品と見なせば、この名称は不正確であり、誤りである。必ず検定意見を付けなければならない。

ところが、被告は一方で本件申請図書に対し、芸術作品であるという位置づけを強要しておきながら、育鵬社に対しては「不正確である」の検定意見を付けなかった。被告は育鵬社に検定意見を付けなかった理由について、次のように言う。

【被告準備書面(2)(24ページ)において述べたとおり、作品としての「ペリー提督・横浜上陸の図」(神奈川県・横浜開港資料館蔵)と「ペリー提督・神奈川上陸の図」(東京国立博物館蔵)は異なる絵画であるとともに、中学校段階の合理的一般人においてその双方を区別して理解することが必要であるが、本件申請図書の絵画は、双方の絵画を同定する上で重要な「横浜上陸」及び「神奈川上陸」の表記を誤っており、「不正確な」記述といえる。一方で、育鵬社の申請図書では、「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はないのであって、この点において本件申請図書の記述とは異なっている。そのため、検定意見を付すか否かにおいて、本件申請図書と育鵬社の申請図書は異なる評価がされているのであって、本件申請図書と育鵬社の申請図書とで異なる判断基準を用いたものではないから、原告の当該主張は理由がない。】(被告準備書面(6)、下線は原告)

この主張は完全な誤りである。「この点において」などとごちゃごちゃ違いをあげつらうのは無意味である。被告準備書面(2)では、育鵬社について、【「提督」との肩書の有無という点において東京国立博物館蔵の絵画の正式名称と乖離が多少あるものの】などと書いて、【検定基準上の「誤り」ないし「不正確」とまでは評価することができない】などと書いているが、言語道断である。被告は「絵画の正式名称」を問題にしているのだから、重大な間違いと軽微な間違いで評価を分けるなどということは論外である。内容に関係なく、仮に1字の誤植であろうと検定意見を付けて訂正させるべきなのである。自由社に対してはすべてそうしてきた。ここに裁量の余地など存在しない。被告の行動は、許しがたい、言い逃れのできないダブルスタンダードである。よって、原告に対するこの検定意見は、付ける必要のないところに付けた点でも、ダブルスタンダードである点でも、違法な検定である。

### 21 日本の勢力圏

本件申請図書の図「⑥列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」(p159)に対し、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(「勢力圏」)」との検

定意見がついた。

本項目を巡る原告、被告双方の主張は、原告第七準備書面、及び被告準備書面(6)によって尽くされており。原告としても付け加えることはない。本項目を巡る真の争点は何かと言えば、それは教科書検定の権限の及ぶ範囲はどこまでであるのか、という検定の本質論である。これは、いずれ総論でも展開したいが、以下、必要な範囲で原告の見解を述べる。

今日の段階では、教科書検定で検定意見を付けるのは、教科書の記述の内容に決定的な誤りがある場合に限られるべきであり、決定的誤りとはいえないものにまで検定意見を付けるべきではない。

この項目について具体的に言えば、列強各国の「勢力圏」の範囲を視覚的に表現する地図において、その中の個々の地域がその国の領土であるか領土でないかをも区別したほうがよいという主張は成り立つが、その区別をしていないからといって、勢力圏に関するその地図が誤りであるとまでは言うべきではない。つまり、被告の主張は、「より望ましい」記述を基準にして、それを満たしていない記述を「間違った記述」と断定するという立場を取っているのである。これは国家権力の行使として、明らかに行きすぎである。

一般的に言えば、同一のテーマについて、複数の教科書の記述を比較すれば、歴史観・歴史像の違いのほかに、記述の優劣や詳細度の違いなど、個々には設定した観点・基準に応じていくらでも差異を見つけ出すことができる。しかし、教育行政はその評価を検定に持ち込んではならない。その評価は教科書の使用者、即ち教育委員会など採択権限を持った主体が行うべきなのである。この点で、教科書検定は基本的には抑制的でなければならないということができる。

この観点は、今だからこそ特別に重要である。なぜなら、平成28年に新たに「一発不合格制度」が導入され、教科書検定制度は変質した。すなわち、現在の制度のもとでは、個々の検定意見は、より良い教科書を実現するための助言的役割を超えて、検定意見数を基準にした「一発不合格」制度によって、個々の教科書事業者に致命的打撃を与えるための手段として使われる可能性が生まれたからである。

この点、かつて、1980年代までは、検定意見を「修正意見」と「改善意見」の2種類に分け、前者はそれに従うことが検定合格の必要条件とされたが、後者は教科書事業者の判断によって従うか従わないか、両方の選択の余地が残されていた。その区別は、理由は不明だがその後廃止され、今日では検定意見はすべてが拘束力をもつものに変わってしまったのである。さらにそれに加えて「一発不合格」制度ができたので、教育行政の権限は、今日、史上かつてないほど強大化しているといえる。

そこで、今回の文科省による原告に対する検定意見は、かつてのような、合

否を左右しない「改善意見」としてならば意味のある指摘となり得るが、それを合否に関わる検定意見とすることは教科書事業者に対する不当な懲罰的意味を持ち、行政の裁量権を大きく逸脱した行為となるのである。この項目の真の争点はこの点にあることを明記して、裁判所の判断を待ちたい。原告の主張は、このような場合検定意見を付けるべきではないとするものである。

## 22 坂口安吾

本件申請図書、「⑥開戦を聞いた文化人の声」(p239)中,坂口安吾の声(全体)(p239)に対して、「史料の扱いが公正でない。(引用された史料は小説である。)」との検定意見がついた。

被告は準備書面(4)で、坂口安吾の作品「真珠」が「小説」であることを るる論じ、準備書面(6)では、次のように述べている。

【小説は属性として創作的エピソードを含み得る点において、創作的エピソードを含まない属性の日記・エッセイが史料価値の異なるものである以上、歴史的分野の教科用図書における引用において、その別を明確にすることなく同列に並べることが公正さを欠くことは、被告国準備書面(2)(26ページ)のとおりである。】

しかし、仮に小説のジャンルに分類されるものであっても、その内容によっては、実証史学の研究結果よりも遙かに鋭く歴史の断面を浮き彫りにする効果をもった作品もあるし、またその逆に、ノンフィクションの仮面をかぶりながら、その実、創作に過ぎない作品もある。後者の例を挙げれば、吉田清治『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』(三一書房)は、ノンフクションのジャンルとして扱われ、朝日新聞をはじめ多くのメディアが報道し、歴史関係の一部の学会が編集した事典にすら引用されてきたものであるが、出版社は事実関係の問い合わせに、「あれは小説です」と答えている。

さて、本件資料の場合、すでに述べたように、小説の中でも私小説に分類されるジャンルに属し、この系列の作品の中には、個々の事件に遭遇した時の思いを綴ったものとして十分に資料たり得るものが存在する。坂口安吾の「真珠」はまさにそのような作品であり、作品中に、三好達治、平野謙、大井広介、牧野信一といった実在の文学者が実名で登場する。本件申請図書に引用した部分は次の通りである。

坂口安吾(作家)「必ず、空襲があると思った。敵は世界に誇る大型飛行機の生産国である。ハワイをやられて引っ込んでいる筈はない。果たして東京に帰ることができるのであろうか」(p293)

この教材をとおし、真珠湾攻撃の報に接して日本の各界に様々な受け止め

方があり、この著者のように、冷静に日米の国力の差を見つつ、その先を予測していた者もあったことを知ることができる。そして、上記の坂口安吾の思いを創作であると疑う余地はない。だから、小説だから、そこに書かれた時代の証言価値に資料的疑義を差し挟む必要のないものもある。原告は、被告の指示するように、この引用にわざわざ「小説である」と注記することに反対である。「作家」という肩書きで十分である。一般論で片付けるのではなく、あくまで個々の資料に即して史料価値は判断されるべきである。

以上のことから、被告がつけた検定意見は必要がなく、従って、違法である。

## 23 沖縄戦の日本軍死者数

本件申請図書の側注「1. 日本軍の死者 9 万 4000 人を出す激戦の末」(p244) に対して、「不正確である。(日本軍の死者)」との検定意見がついた。

## (1)都合のいい「カテゴリー」の取捨

被告は。「沖縄県出身軍人・軍属の戦死者」(2万8228人)には、非正規の軍人が入っているため、「県外出身日本兵の死者数」(6万4136人)と併せて、沖縄戦による「日本軍死者数」を「9万4136人」とするのは不正確だという。日本軍死者数を算出するにあたり「沖縄県出身軍人・軍属」というカテゴリーを適用することは不適切ということだ。

しかしながら、上記カテゴリー及び死者数自体は被告も認めている上、「沖縄県民の死者数」の計算にも使用して主張を展開している。

同じカテゴリーでも被告に都合のいいものは活用し、都合の悪いものは認めない。ダブルスタンダードである。

そもそも正規の軍人であろうとなかろうと、沖縄戦で日本軍として戦った事実に間違いはなく、だからこそ、現代においても公式にこのカテゴリーに分別されて扱われているのである。被告はその事実を軽んじていると言わざるを得ない。

# (2) 「不正確」というなら「正確」な数字を示せ

さらに、上記根拠をもって「約9万4千人」とした記述を「不正確」という以上、被告は「正確」な数字を示す必要がある。もし数字が不明で出せないのなら「正確」も「不正確」も、そもそもないではないか。

#### (3) 「必ずしも不正確とは評価できない」

原告が訴状において他社の記述とのダブルスタンダードを主張したところ、被告準備書面(3)で反論を展開しているが、そのすべてが「必ずしも不正確とは評価できない」という趣旨で不問としている。

## No.23 沖縄戦の日本軍死者数

沖縄戦戦没者 18万8, 136人≒18万8, 000人

一般県民死者 9万4,000人

日本軍死者 9万4,136人 ⇒ 9万4,000人

沖縄県出身軍人・ 軍属

2万8,228人 ≒2万8,000人

他都道府県出身軍人・ 軍属

6万 5,908 人 ≒ 6万 6,000 人

これらの記述の争点は、①沖縄県の当時の人口、②沖縄県民死者数、の2つであるが、①については、教科書会社によって疎開していた県民(7~8万)を総数に含めているものと含めないものがあり、結果的に県民総人口に開きが生じているが、それについては、被告は「どちらでもいい」とする。同様に②はマラリアで死亡した死者数を含めるかどうかについても「どちらでもいい」とした。その結果、「必ずしも不正確とは評価できない」というのである。

他方、「沖縄県出身の軍人・軍属の死者数」には、非正規軍人については、公式に同じカテゴリーに分類されているにも関わらず、絶対にカウントしてはいけないという。その結果、「不正確」との評価になる。

もちろん、疎開した県民やマラリアでの死亡者を各総数に含めても含めなくても構わないが、同様に、非正規軍人を沖縄戦の日本軍の死者数に含めても何ら問題はないはずだ。自由社にはことさら厳しく、他社には甘いダブルスタンダード検定の典型である。

#### 24 日英同盟

本件申請図書の囲み「課題②について書いたさくらさんのノート」中、「③

ワシントン会議でアメリカは日英同盟の廃棄に動いた」(p253)という記述に「不正確である。(「破棄」)」という検定意見がついた。文科省は、反論認否書でも【締結国間の条約終了を「破棄」とするのは不正確である。反論は認められない。】と主張した。

これに対して原告は、日英同盟の締結国は日本とイギリスであってアメリカは第三者であり、第三者のアメリカが、まだ有効な条約を終わらせようとして日本とイギリスに働きかけているのであるから、その働き掛けは一方的であり「破棄」が正しい、と反論した。また、原告が甲22を根拠として第七準備書面で指摘したように、同時代の先人は、このアメリカの行動を日英同盟の「破棄」と認識していたのである。

これに対して被告は、【日英同盟が合意により解消されたことは歴史的事 実であるのに対して、当該資料の記述は、原告が主張するとおり、当該著者の 認識に過ぎず、当該資料を根拠とする原告の主張に理由はない。】と反論し た。

日英同盟が合意により解消されたことは事実であるが、アメリカが日英両国に働きかけたのは日英両国が合意する前のことであり、アメリカの働き掛けは「破棄」と呼ぶのが正確である。従って、被告の述べたことは、原告への反論にはなっていない。

故に、被告の検定意見は違法である。

### 25 毛利輝元

本件申請図書の囲み「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大将格として徳川家康に敗北しました」(p108)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(輝元が関ヶ原で実際に参加したかのように誤解する。)」との検定意見が付いた。

本項目について、原告と被告の論争を総括する。

原告の主張は2点に渡っている。第1は、この検定意見そのものが不適切であるということである。第2は、検定済の他の教科書の記述に照らして、他社には同じ要求をせず、ダブルスタンダード検定になっているという点である。

第1に、この検定自体が不適切であることは、すでに論じ尽くしたところであるが、それを総括して言えば、次の通りである。

まず、あらゆる文章には、作品全体の中でそれが置かれている文脈や位置づけによって、そこで求められる適切なレベルの抽象度が存在するのである。

そして、一般的に言えば、ある記述にその記述の抽象度のレベルを踏み外した具体的な記述を差し挟むことは望ましいことではなく、かえってその記述の一貫性を損ねるものになるのである。

今回のこの事例に則して言えば、毛利輝元についてのコラムの目的は、毛利家という戦国大名の去就について、概括的な紹介をすることである。本件申請図書 108 ページ掲載のコラムは、「300年以上命脈を保った毛利氏」というタイトルで、教科書左側3分の1のタテ長のスペースに19行の文章を配置している。全体は2段落からなっているが、そのうち2番目の段落8行分に、被告の言う誤解を生じないような記述を付け加えるとすると、例えば次のようになる。(下線は付け加えた文章)

元就の孫、輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大将格として徳川家康に敗北しました。輝元は亡き秀吉が跡継ぎとして遺した幼い秀頼とその母の淀君が拠点とした大阪城にいて、関ヶ原の戦場には出陣しませんでした。しかし、多くの戦国大名が滅んでいった中で、周防、長門両国(山口県)を治める大名として、江戸時代の幕末まで300年以上命脈を保ち、薩摩の島津氏とともに、明治維新の原動力の役割をはたしました。

このように書けば、輝元が関ヶ原の戦場にいたかのような誤解は生じない。しかし、このコラムの全体は、戦国大名の一例として実に300年も続いた毛利氏の足跡を概観することであって、関ヶ原の戦いで輝元がどういう戦い方をしたかを伝えることではない。だから、上記の下線部の記述は、300年の毛利氏の動向を概観するに必要な抽象度から逸脱し、いきなり抽象度を下げた具体的な記述となって、抽象度のことなる文章が混在した奇妙奇天烈な文章になってしまう。しかも、このような具体的な記述を付け加えることで、そこではまた、輝元が戦場に行かなかったことが西軍の敗因であるかのように読み手が誤解する可能性があり、いくらでもケチをつけることのできる文章となるのである。

つまり、300年の毛利家の歴史を、教科書の限られた字数で書くという 役割のコラムでは、下線部のようなことは書かないことこそが文章としては 正しい。それで被告が主張するような「誤解」が仮に生じたとして構わないの である。「誤解」なるものは、読み手の知識・経験の違いによって、いくらで も生じうるものなのである。

このようなことは、いやしくも文章を書く者には、自覚の程度は別にして 当然理解されていることである。それなのに、被告がこのような愚かな検定 意見をひねり出すという非常識な行為に及んだのは、原告の主張通り、初め に「一発不合格」にすることを決めたが、作業をしてみると検定意見数が足りなかったために、検定意見を増やすための箇所を無理にひねり出したからである。

以上のとおり、検定意見を付けるべきではないところに検定意見を付けた 本件検定は明らかに違法である。

第2に、他社の歴史教科書の記述に照らしても、他社で原告に対するのと 同じ検定意見を付けられた例は見つからない。原告がいままでに挙げた事例 は次の通りである。(出典の詳細は原告第二準備書面を参照)

< 例 1>石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600(慶長 5)年に家康と戦ったが敗れた(関ヶ原の戦い)。・・・山川出版社、中学、令和元年度検定合格済、p 120

< 例 2>1600 (慶長 5) 年、三成は五大老の一人毛利輝元を盟主にして兵をあげた(西軍)。対するのは家康と彼に従う福島正則・黑田長政らの諸大名(東軍)で、両者は関ヶ原で激突した(関ヶ原の戦い)。・・・山川出版社、高校、p170

<例 1>について、被告は、自由社とは主語が違うから誤解することはない、などと主張したが、主語が三成であろうと、毛利輝元はどのように戦ったのかは何も書いていないのだから、被告の論理に立てば間違いなく誤解する者はするのであって、自由社のケースと本質的な違いはどこにもない。

<事例 2>に至っては、ここでは固有名詞を多数挙げ、関ヶ原の戦いを、自由社のコラムよりもはるかに具体的に記述するという課題を負った文章であるにもかかわらず、毛利輝元が大阪城にいて関ヶ原にいなかったとはどこにも書いていないから、毛利輝元が関ヶ原にいたと誤解する者は必ず誤解するであろうことは疑いがない。そして、この文章にも、大半が同じメンバーで検定作業をしたはずの教科書調査官たちは検定意見を付けていないのである。

この原告の批判に対し、被告は準備書面(6)で、「関ヶ原で『激突』した『両者』は『西軍』と『東軍』を指すと理解できることから、本件申請図書のように毛利輝元が関ヶ原の現場に赴いたと読まれる可能性はないものといえる」などと書いているが、何の説得力もない。「毛利輝元」の名前が教科書にある以上、毛利輝元については戦場にいたと誤解される可能性は間違いなく存在する。そして、関ヶ原の戦いを主題的に論じることは何ら課題としていない本件申請図書の当該コラムの記述と異なり、高校段階で、しかも関ヶ原の戦いそのものを記述する文脈の教科書記述が、輝元の戦場不在について何も言及していないにも関わらず検定に合格しているのであるから、被告の本

件申請図書への検定意見の要求がいかに異常なものであるかがわかる。

なお、原告第七準備書面の末尾で、「文科省としては、毛利輝元は関ヶ原の 戦いに参加していないという認識でよろしいんですね」という執筆者側の問 いかけに教科書調査官が答えられなかった事実を指摘したが、被告は準備書 面(6)で一切答えていない。答えられないのである。被告の論理は破綻して いるからである。

以上のことから、本件検定意見は明らかに不必要で、かつダブルスタンダードの違法検定である。

## 26 フェートン号事件

本件申請図書、157ページ本文「1808(文化 5)年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。(156ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様)」に対し、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係)」という検定意見がついた。

原告の立場は、すでに述べた通り、フェートン号事件の国際的背景を中途 半端に書くことは、かえって生徒を理解し難い混迷に落し入れることになる であろうとの懸念から、敢えてその部分を捨象し、事件が日本にとって衝撃 を与え、幕府の異国船打ち払い令につながったという因果関係を重視した構 成としたものである。

被告が述べているようなイギリスとオランダの敵対関係があり、その中でフェートン号事件が起こったという背景は被告の述べた通りである。しかし、それを中途半端に書いても、生徒は到底理解出来るものではない。被告が検定意見を付けなかった他社の教科書でも、それを読んだ生徒は、何のことか理解が困難なはずである。例えば、フェートン号の目的を「オランダ船の追尾」とか、「オランダ船の拿捕」とか書いたとして、生徒は、それは何のことか到底理解できない。

なぜなら、この時代において、イギリスの海軍の船を名乗っていても、それは他国の商船を襲うのをこととする海賊に異ならないという実態があり、海軍、商船、海賊の区別などつかないような時代だったということまで書かない限り、「追尾」「拿捕」の意味は分かるはずはないのである。そして、教科書の全体構成として、そういうところまで十分に展開されていない状況のなかで、突出してイギリスについてだけ生徒が仰天するような記述を与えることは必ずしも適切ではないと考え、書くことを差し控えたのである。このような教科書の構成の多様性は認められるべきである。

生徒がわかろうがわかるまいが、被告の指摘の通りに書いて済ませるのは極めて簡単である。しかし、それは歴史をよく分からない教科にする恐れがあり避けたいということから、本件申請図書を特色のある構成にしたものである。

この点に関連して、原告が第七準備書面で【指摘自体の妥当性よりも他者とのダブルスタンダード問題が主要な論点である】と書いたのは、続けて【他社の教科書もイギリスとオランダの国際的な対立の背景を明示的には何も書いていないという点で原告と異ならず】と書いているとおり、他社の教科書がかえって生徒に理解しがたいものになっていることを指摘したものである。文科省の指摘は形式的には間違いではないが、教科書として適切な指摘であるかどうかという点では、もちろん被告に対する批判でもある点は変わらない。

いずれにせよ、教科書行政において、原告が工夫した程度の独自性は認められるべきであるから、それを認めない被告の検定意見は、多様な教科書が現れる可能性を閉ざすもので、違法である。

### 27 「大宰府」と「太宰府」

本件申請図書の側注「3 大宰府は地方官庁、太宰府は地名」(p50)に対して「生徒が誤解するおそれのある表現である。(混用の例)」という検定意見が付いた。

本件の第1の争点は、この検定意見の妥当性である。 被告は、検定意見をつけた理由を次のようにあげている。

①ダザイフの表記が各時代によって混用されており、使い分けの基準も定まっていない。 ②現代において【便宜的に使われているものである旨の説明がない】、【かき分けが過去の時代から(歴史的に)引き続き行われてきたと誤解されるおそれを有する】(被告準備書面6)とする。

しかし、①は中世史の研究者になる者でなければ、あまり意味のない知識である。また、教育はステップのある文化なのであって、たとえ不正確でも、敢えて大きな区別を教えることが学習者に見通しを与えるのである。その意味で、原告の表記は少しも間違っておらず、検定意見をつける必要のないものである。

第2に、原告が明示的に書いたことと同一の内容を暗黙裡に示している他 社の教科書の例を示す。訴状では山川出版社だけを引用したが、日本文教出 版を追加する。 山川出版社 ②大宰府政庁跡(太宰府市) (p59) 日本文教出版 ③ c (p45) (甲第39号証)

どちらも、「ダザイフ」と読む2つの表記を並記している。狙いは自由社の記述と同じだが、明示的には書いていない。説明なしに提示するのと、注釈を付したやり方のどちらが教育的配慮を踏まえたものかは自明である。一つのセンテンスに同じ発音の二つの表記が並ぶことに教育的配慮を加え、漢字の使い方を明示した方に検定意見が付き、明示しない方は【これら記述を読んだ生徒が誤解するおそれがない】(被告準備書面(2))とされた。文科省の教科書検定は、教科書の内容の進歩を圧し留める役割を果たしていると言わざるを得ない。

しかし、被告の論理からすれば、日本文教出版の「大宰府政庁 現在の福岡県太宰府市におかれていました。奈良・平安時代を通して、外国との窓口になりました」という記述こそ問題にされなければならないはずだ。被告は、役所の表記として早くから「大宰府」と「太宰府」が混用されていたことをもって原告の申請図書に検定意見を付けたのだから、「奈良・平安時代を通して」「大宰府」表記が続いたと読める上記の記述にこそ検定意見を付けなければならないはずなのに付いていない。

故に、この検定意見は本来必要がなく、しかもダブルスタンダード検定であり、遺法検定である。

### 28 「太政官」の2つの読み

本件申請図書の囲み「③太政官(新政府)を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では、「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます。」(p166)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(断定的に過ぎる)」との検定意見が付いた。

第1の争点は、この検定意見の妥当性である。

「太政官」の読み方のルールを示したことを、被告は「生徒が誤解するおそれのある表現」であるとしたが、むしろ、「生徒の無用な誤解を少なくする」ための教育的配慮である。生徒は、「古代までの日本」で「太政官」を、(添えられたルビにより)「だいじょうかん」と読むことを学ぶ。それから学習の終わりに近づくころ、あるいは学年を越えてから近代になって、「だじょうかん」が出てくる。中には「誤植ではないか」と疑問に思う生徒も出てこよう。

また、原告は第七準備書面において、被告の提出した書証を根拠として、 ①明治政府発足初期から時代が下るに連れ、太政官の読みもまた「だいじょ

うかん」から「だじょうかん」となっていること、②「日本史大事典」の"だいじょうかん"の項目に、「名称も組織も、形骸化しながらも明治維新まで存続し、維新後の太政官(だじょうかん)に引き継がれた。」というようにわざわざ、括弧付けで「じょうかん」と書いていることを原告の主張の根拠として示した。

上記主張に対し、被告は、【原告が根拠とする乙A第28号証の28の1は、明治8年に発行された文書であり、明治時代においても「だいじょうかん」と読まれていた例が存在することを示している。また、乙A第28号証の28の1及び2における読み方の変遷のみをもって「明治国家体制が確立され次第にその呼ばれ方が定着したこと」を断定することもできないし、乙A第28号証の28の3の記述内容から「明らかに明治新政府の呼び名を別に認識させようとしている」とまでは読み取れない。】と、苦し紛れの主張を展開した(被告準備書面(6))。

乙A28の28の1が明治8年に発行された文書のことははじめからわかりきっていることで、それを踏まえての乙A28の28の2にある「だじょうかん」なのである。年か下って明らかに呼び方が変わっているではないか。もしこれを否定するなら、この年代における「だいじょうかん」と書かれた資料を証拠として提出するべきである。何より、日本史大事典の件についても、被告は【「明らかに明治新政府の呼び名を別に認識させようとしている」とまで読み取れない】とするが、もし呼び名を認識させようとしていないのなら、ここに括弧をつけてまで、わざわざ読み方を示すことはしない。日本史大事典のこの記述は、間違いなく「維新後は、これは「だじょうかん」と読むんですよ」ということを示しているのは火を見るより明らかである。被告の主張は成り立たない。

第2の争点は、ダブルスタンダード問題である。検定合格本7社のうち「太政官」に言及のない1社を除く6社の記述が、明示こそしないが自由社と同じ論理で記載している。一覧表にすれば、以下のとおりである。

教科書会社名	「だいじょうかん」の読み	「 だじょうかん」の 読み	
東京書籍	p41 p48	p169 p240	
帝国書院	p38 p39	p170 p186	
教育出版	p43	p168	
日本文教出版	p45	p180	
育鵬計	p52 p53	p178	
山川出版社	p40	p173	
自由社	p54	p166	

被告は本件申請図書記載を裏付ける明文がないことを理由にして、「断定的である」とし欠陥であるとした。しかし6社の記載も全て本件申請図書の記載を裏付けている。明文の有無よりも慣習が定着している事を重視すべきである。

被告(文科省)は原告に、当初【混用の例がある】(反論認否書)、次いで【一般的な読み方のルールが存在しているものと誤って理解するおそれ】(被告準備書面(2))があるなど、論点ずらしの指摘をしているが、他の6社の「断定的に過ぎる」ルビをみれば同様の指摘がなされて良い筈である。そして、その後も「結果的に原告の主張とたまたま一致した」と強弁する(被告準備書面(6))が、両者(本件申請図書と6社)の現象の解析から結論を導き出すまで同じ認識に至ったに過ぎないのである。

帝国書院、日本文教出版は近代の「太政官(だじょうかん)」に参照マークを付け、古代「太政官(だいじょうかん)」を指示しているが、何の注釈もない。どちらが教育的配慮をしているか自明である。

被告は、同じ対象の扱いを明記した本件申請図書には「ルールは存在しない」として切り捨て、黙示的にルビだけを示した方は、【それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている「太政官」の読み仮名をそれぞれに付したものであり】(被告準書面(6))と擁護する。双方の一致は「たまたま」と強弁する。明らかなダブルスタンダード検定であり遺法検定である。

### 29 蛍の光

本件申請図書の囲み「④「蛍の光」と国境」中,「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本(やしま)だということを国民に教える意味も込められており」(p172)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(断定的に過ぎる。)」との検定意見が付いた。

- (1) 文科省は、検定意見を付すにあたって「史料的根拠や学術論文などの存在がない」(反論認否書)として、「断定的すぎる」と否定した。
- (2) そこで、学術書として甲25を提出した。書名は『唱歌「蛍の光」と帝国日本』、著者は大日方純夫(早稲田大学名誉教授)で、本文254ページ、巻末にあげられた参考文献は30冊を超える。吉川弘文館から「歴史文化ライブラリー558」として刊行された。「蛍の光」歌詞誕生から学校唱歌に指定される過程で教科書調査官諸氏の大先輩にあたる「編輯局長」、「普通学務局長」などの文部省高官の指導を受けて歌詞が変遷してゆくさまが、まさに本件申請図書の記述を裏付けている。

裏表紙に < 「蛍の光」には現存しない/三番・四番があった。/「帝国」版図の拡大と/幻の歌詞を読み解き、/その成立と変遷過程を/「国民国家」日本の歴史の中に位置づけ、/日本と東アジアの植民地支配に与えた/影響を解き明かす。>とある。

すでに提出した甲25の一部を以下に引用する。

「三番は、南の「筑紫」(九州)と北「陸奥」(東北)という南北の広がりを示しつつ、この国土への地理的な分散と、それにもかかわらず要請される精神的な一体感と国家意識の重要性が称揚されている。すなわち、「国民」意識を養成することによって、「国民国家」の建設をはかろうとするのである。そのうえで、最後の四番で、国境線を提示することによって、「国民国家」の境界を明示し、「国境」防衛=国土防衛の課題を明示する。こうして、「蛍の光」の歌詞は、(略)近代ナショナリズムの課題を明示し、国民的な一体化をうながそうとする歌として、「国民国家」形成期の日本で誕生した。」

(3) ところが、被告はこれを認めない。今度は、【著者の解釈として述べられているにすぎず】、【当該見解が本件検定時における歴史学での通説的考え方を示すものだということもできない】と切り捨てる(被告準備書面(6))。

被告は、これだけの書証を示しても、どうしても原告の主張を認めない。 書証中の文章を見れば、「蛍の光」の4番の歌詞が「千島から沖縄までが 日本(やしま)だということを国民に教える」目的も含まれていたことは 誰の目にも明らかなのに、頑なに【断定的に記述している部分は存在しない。】などとしてそれを否定する(被告準備書面(6))。

そして、【よって、蛍の光の4番に「千島から沖縄までが日本(やしま)だということを国民に教える意味も込められて」いたことを確定的に判断することはできない】(同前)とする。さらには、これらの記述は【著者の解釈として述べられているにすぎず】(同前)としてしまう。

- (4)被告は本件申請図書の検定後に刊行されたことを言い逃れにしたいようだが、本裁判の進行と無関係に刊行された内容が原告の主張と一致したということは、本件申請図書の【常識的に納得できる】記述(原告第二準備書面)が、1991年頃から「蛍の光」の歌詞に関心を持っていた(同書「あとがき」より)著者の労作の記述と一致したということであり、文科省の検定意見が異常であるということが証明されたのである。学術書がなくても、もともと常識でわかることだったのでもある。
- (5) これでは、被告に都合の悪い書証は、「著者の独自の解釈」、「独自の 見解」、などと因縁をつけられて、何を出しても無効にされてしまうだろ う。しかし、そのような横暴を許してはならない。原告としてはこれで十 分な書証であると確信している。

その他原告の主張は従前の通りである。この検定意見は、違法な検定である。

## 30 金印

本件申請図書の囲み「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦 57 年、「倭の 奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています」(p35)に対して、「不正確である。(「金印を賜った」)3-(1)」の検定意見がついた。

はじめ被告は準備書面(2)で【「倭の奴国が朝貢したので光武帝は金印を賜った」の部分は『後漢書』からの引用と評価される。しかし『後漢書』で光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されていることを踏まえると、不正確であるといわざるを得ない。】とした。その意味するところは、かぎ括弧(「」)で括られた中の文章は、原資料を直接引用したものと誤解する恐れがあるとして、それゆえ、原資料には印綬と書かれているから、原告の教科書はそれを金印と記載しているので検定意見を付けたとのことである。

番号35の「ピラミッド」でも同じ理屈で検定意見が付けられたので、東京書籍の歴史申請図書に島崎藤村の小説の一部が「 」の中に要約引用されているのに検定意見を付けていないことを指摘すると、一転してこの主張を変えた。すなわち、「 」の中の文章が直接引用ではないにしても、要約引用と分かるように工夫されているかどうかが問題であると言い換えたのである。

しかし、島崎藤村の小説の一部がどのように工夫されているから検定意見を付けなかったのかという説明はない。すなわち、教科書調査官の恣意的判断で、それが直接引用か要約引用かが決められるというになり、そうであれば公平な検定とは到底いえない。

その言い訳として被告は、東京書籍の教科書に検定意見を付けなかったのは、本文とは別に「後漢書」東夷伝の注釈があり、そこで印綬のことが書かれているから本文は要約引用であることが分かる、と主張を変えた。しかし、被告が、「」の中の文章が直接引用ではないこともあるのを認めたのだから、この主張は反論にはならない。

原告の反論は第七準備書面のとおりであるが、敢えて繰り返せば、東京書籍の記述は「また「後漢書」には、現在の福岡県にあった奴国の王が、1世紀半ばに漢に使いを送り、皇帝から金印を授けられたと記されています。」であり、一方、原告の教科書の記述は「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」である。文体も意味するところも同じであり、違いは文章に「」が付いているかどうかだけである。また、後漢書の文章はこのように簡潔に書かれているものではなく長文であり、その点では東京書籍の島崎藤村の小説の一部と異なるところはない。なお、印綬の名称を別に書いているのは東京書籍と山川出版だけであり、他社は金印、または印としか書かれていてない。

以上のことから、この検定意見は違法である。

#### 31 日本の世界遺産

本件申請図書の巻頭グラビア「日本の世界遺産」(全体)」(表見返)に対し、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(文化遺産に限定されている。)」との検定意見が付いた。

第1の論点は、被告が「同じ論理構造の問題である」ことへの反論ができていないことである(以下、下線は原告)。

被告は準備書面(6)において、【原告は、山川出版社の「従軍慰安婦」に関する記述について検定意見が付されるべきとの理解の下、<u>被告国は原告の主張に反論していない旨主張したり、</u>これに検定意見を付さなかったこととの比較において、原告の申請図書に検定意見を付したことが違法である旨主張したりする。しかし、山川出版社の慰安婦に関する記述に「生徒が(中略)誤解するおそれ」がないことは被告国準備書面(4)において述べたとおりであって、原告の主張は前提を欠く】と主張する。

被告の主張は原告の主張を理解していないものである。原告が、被告は原 告の主張に反論していないと指摘したのは、原告第二準備書面の下記の主張 に対してである。

【本件申請図書の記述について指摘した文科省の論理に従うならば、山川の慰安婦記述についてこそ、その欠陥を指摘しなければならないはずなのに、実際にはこれを一切不問にしている。本件申請図書の場合には、自然遺産は理科の分野であるから省略するという一定の合理的理由があるが、慰安婦がアジア諸国の女性のみからなるという誤解は慰安婦概念の理解にとって致命的である。以上の通り、世界遺産について検定意見を付した論理は、山川の慰安婦記述においてこそ厳しく指摘されるべきであるにもかかわらず、前者には検定意見を付し、後者には付していない。このように両者は別のことではなく、全く同じ論理構造の問題であり、被告の反論は、反論できないがゆえにこの事実から目を背けて、論点を回避しているにすぎない。】

この「<u>全く同じ論理構造の問題であること</u>」について、被告は一切の反論を していないことを改めて主張しておく。これを反論できないのならやはりダ ブルスタンダードとなる。

第2の論点は、山川出版社の「慰安婦記述」への評価の問題である。

上記下線のような山川出版社の慰安婦に関する記述について、平気で「生徒が誤解するおそれ」がないと主張する被告の態度には改めて呆れるばかりである。原告第四準備書面でも述べたとおり、山川出版社の記述では、中学生段階の合理的一般人は100パーセント誤解する記述である。この文科省の慰安婦問題に対する姿勢も政府見解とかけ離れており、それ自体、大きな問題である。

その他、原告の主張は従前の通りである。ダブルスタンダード事例であり 違法検定である。

### 32 この150年

本件申請図書の囲み「3 高度 100 メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの 1 5 0 年間に工業立国をめざして成功しました」】(p3)に対し、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(「150 年間」)」との検定意見が付いた。

被告は準備書面(6)で【本件申請図書は、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた」ことが、工業立国をめざしたきっかけもしくは動機と位置づけているのであるから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「この150年間」について、黒船来航を起算点として現在までの期間が150年と理解することとなる点は、被告国準備書面(4)に述べたとおりである。その他、本件申請図書の該当部分には、原告が主張するような、日本の近代国家へ向けた基盤が確立した時期やその理由についての記述もないのであって、中学

校段階の合理的一般人が、1872年頃に近代国家へ向けた基盤が確立し、 その頃以降から150年間本格的な工業立国に向けて発展したことを理解 し、黒船来航から約20年間を捨象した上で、現在から150年と解釈する ことはできないというほかなく、原告の当該主張に理由はない。】とこれまで の主張を繰り返す。

原告としても主張は従前を踏まえた上で、改めて下記の主張しておく。

検定意見の付いた「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国を目指して成功しました」の文章は、これから本格的に日本の歴史を学ぶ中学生に向けて、それを学ぶ意義を解説する見開き2ページの3番目に登場する。1番目、2番目と共に現在の日本の特徴を紹介し、それらは過去からの積み重ねを経て今日に至ることを紹介している。したがって、ここに書かれている日本の3つの特徴を紹介する文章は、いずれも現在の視点から書かれていることは中学校段階の合理的一般人には容易に分かることである。

日本の2番目の特徴は、「水田の国」だとして、昔は「豊葦原瑞穂の国」とよばれました。この2000年あまり豊かな実りが日本文明をささえました」と記載している。「この2000年」は、今に至る2000年である。これと対をなすように3番目の特徴は「町工場の国」だとして、件の文章「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国を目指して成功しました」と記載されている。この構成からして「この150年」は今からさかのぼって150年であることは容易に分かるし、原告の第二準備書面でも述べたように、単純な国語の問題に過ぎない。黒船来航から150年を意味するのであれば「それから150年」と書くことは中学校段階の合理的一般人でも分かる。

また、同一の文章が、令和元年以前の検定では合格していたことも重要である。

このように、素直に読めば自然に中学生の頭に入る文章に敢えて難癖を付けて検定意見の数を増やし、「一発不合格」にしようとする行為は看過し難い。

露骨な違法検定である。

#### 33 仁徳天皇

本件申請図書の表「下段「第1章」 古代までの日本(予告篇)中、「仁徳 天皇 世界一の古墳に祀られている」(p19)に対して、「生徒が誤解するお それのある表現である。(「祀られている」)」との検定意見が付いた。

この件に関する議論の全体を通して、被告が問題の所在を全く取り違えて

いることが明らかになった。以下、何点かに分けて論述する。

第1に、原告は古墳が墓であり、死者を葬る場所であることは当然踏まえており、本件申請図書37ページの本文にも、2箇所にわたって、「死者をほうむった棺」(2行目)、「古墳にほうむられていたのは、その地域の首長でした」(4行目)などと記して、古墳と「葬る(ほうむる)」という言葉を結びつけている。これで十分であり、古墳が死者を葬る墓であるということを生徒が誤解するおそれなどあり得ない。まず、これを確認しておきたい。

第2に、問題は古墳一般ではなく、仁徳天皇という固有名詞に関わる部分である。仁徳天皇陵に仁徳天皇が実際に葬られているかどうかについては、 考古学的な調査がなされていないことなどを理由に、考古学界・歴史学界に 日本書紀の記述を疑う異説がある。本件申請図書では、それを考慮して慎重な記述を心がけたのである。

例えば、本件申請図書の12~13ページに掲載されている、「堺市の歴史を調べよう」という教材では、仁徳天皇陵を取り上げ、1ページ以上のスペースをとって詳しく扱っているが、そこには、次のように記述されている。

「古代の公式な歴史書である『日本書紀』に、この地に第 16 代仁徳天皇の陵墓を築いたと書かれています。いずれにしても、大和朝廷の大王(のちに天皇と呼称)のものであることは間違いないでしょう。」

このように、すでに教科書の最初のほうで仁徳天皇陵が日本書紀に書かれていることを述べつつ、断定を避けた慎重な書き方をしている。本件申請図書は日本の正史に書かれていることは尊重する立場であるが、他方、教科書検定ではしばしば「断定に過ぎる」とか、「異論が存在する」などの指摘がなされることが多く、上記の記述は検定を意識したためでもある。

「第1章 古代までの日本」の扉のページ掲載の「仁徳天皇」に付けた1行の説明についても全く同じで、「世界一の古墳に葬られている」と書くこともできたが、もしそう書いたなら、今度はほぼ間違いなく、<「断定的に過ぎる」(学説状況。)>などの検定意見がついたであろう。しかし、「祀られている」なら客観的事実であるから、検定意見をつける余地がない。実際のところ、検定対策のための苦肉の策として、意図的にこの表現を選んだのである。そして、文法的にも、事実的にも、この表現のどこにも間違いはない。

第3に、意外にも原告は歴史の研究や事実関係の真偽には無関心で、ひたすら古墳という言葉にこだわりつづけている。古墳といえば条件反射的に「葬る」という言葉しか出てこないような頭の構造になっているようで、それ以外の言葉を使ってはいけないかのような書き方である。そんなルールを決める権限は被告にはないし、そんな決めつけは、日本語の豊かな表現性を台無しにする愚行である。被告は直近の準備書面(6)で、次のように述べる。

【中学校段階の合理的一般人において、古墳に遺体が葬られていることを

「祀る」と表現するのが正しいと誤って認識するおそれがある。】

これはまことに愚かな言明であり、章のトビラの短い紹介文に接しただけで、「祀る」という日本語の単語の意味を誤って習得するなどと考えること自体が尋常ではない。被告は本気で、中学1年生あたりなら生涯で「まつる」という言葉を一度も接したことがなく、父用児の言語習得過程のように、あるいは英単語を学ぶように、「祀る」という語を生徒の語彙の中に取り込む、などと想定しているのであろうか。「中学校段階の合理的一般人」をなめてはいけない。

【検定意見を付した理由は以上のとおりであって、実際に祭祀が行われた 事実の存否や原告の主張する「仁徳天皇が葬られているかどうか考古学上の 議論がある」ことは、上記おそれの有無とは関係せず、検定意見の適否に影響 を及ぼさない。】

これはもはや、歴史教科書の検定の問題ではなく、乳幼児または外国人に「祀る」という語を初めて教える時の学習法の問題であり、被告のいだく「おそれ」など、余計なお世話である。被告は問題の設定を根本的に取り違えているのである。しかし、常識的に考えて、被告が本気でこのように信じているはずがなく、この現象は、何とかして検定意見を増やして原告を「一発不合格」に仕立て上げなければならないという邪な動機から安易に作業をしてしまったツケを被告は払わされる形となっている。

以上のとおり、本件は検定意見をつけてはいけない箇所に検定意見を付けた違法行為である。

### 34 ピラミッド

本件申請図書の「④ピラミッドを造ったのは誰か」中「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。】 (p23) に対して、「生徒が誤解する表現である。(引用であるかのように誤解する)」という検定意見がついた。

これに関して以下の応酬があった。

(1)被告は準備書面(3)で【当該記述を読んだ中学校段階における合理的一般人はヘロドトスが『歴史』において「大ピラミッドは(中略)王の墓である」とあるとおり記録されているものと誤解する可能性が高い。よって原資料を直接引用したものと誤解するおそれがあることから検定意見を付した。】と書いた。「」を付けると、その中の文は原資料を直接引用して、同じ文が書かれていると生徒は誤解する可能性があるというのだ。

しかし、「」は直接引用だけでなく、長文の要約にも使われるのが普通であるから、原告第三準備書面で次のように反論した。

- (2)【そもそも日本文に於いて「」には①直接引用と②要約引用の二つの使い方がある。これは広く日本文で行われているものであるが、文科省は本件検定において①の用法しか認めない立場をとっているかのようである。しかし②の用法を認めなければ新聞記者は記事を書くことが出来ないし、学術論文の特殊なケースでは①のルールに厳密に従うことが求められている場合があるかもしれないが、そのルールを教科書に適用するのは不適切である。】と反論した。同時に、東京書籍の申請図書に同じような「」の文章があるにもかかわらず、検定意見を付さなかったことについて、理由を以下のように尋ねた。
- (3)【東京書籍には島崎藤村の小説『破壊』から「差別されないために、自分が被差別部落出身者であることを他人に明かすな」と書かれている(乙A27の22の2)。これは『破壊』原文の要約引用であるが、正確な引用ではない。】

被告の論理に従えば「」の中の文は原資料を直接引用して、同じ文が書かれていると生徒は誤解する可能性がある。しかし、これに何故検定意見をつけなかったのかという問いに被告は答えられない。これによって被告の、「」の中の文は直接引用であると誤解されるおそれがあるという論理は破綻した。

すると被告は別の論理を持ち出した。すなわち「」付きで書かれているからその中の文章は直接引用だと判断するわけではなく、その「書きぶり」で判断する、というように変えた。

(4)被告は、改めて、準備書面(6)で、【本件申請図書は「『歴史』という本で、「(中略)」と書きました。」】と書いているから、「(中略)」の部分は、引用だと反論する。【・・・と書きました。】と書いてるから引用だと主張するのであれば、東京書籍の検定申請本には父親から【「差別されないために自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな」という戒めを受けます。】と書かれている。

被告の理屈に従えば【・・・という戒めを受けます。】と書かれれているから「父親から・・・他人に明かすな」の部分は引用となる。それに検定意見を付けなかったのはダブルスタンダードそのものである。

そもそもこの脚注は(『NHK スペシャル四大文明・エジプト』より)と注記されているように、NHK スペシャルから引用したものであるから、そこに

書かれている文章の中の、さらにカギ括弧の中の文章が直接引用かどうかまで吟味すること自体無意味であり、一つでも多く検定意見を付けようとする被告の意図の反映である。学術書や専門書であれば、カギ括弧の中の文章が直接引用であるかどうかは重要な意味をもつが、単に NHK スペシャルの内容を紹介しているだけの文章であるから中学校段階の合理的一般人にとっては、その書かれている意味が分かれば後の文脈と対比してそれで充分である。

というのは、この後に続く文章は【それ以来、ピラミッドは専制権力や奴隷社会の象徴とされてきました。/ところが、1990年代にピラミッドを造った労働者の墓が発見され、1000体以上の人骨の中には、穴をあけて治療した跡のある頭蓋骨などがありました。また、半分は女性で、子供の骨もありました。労働者は家族で暮らしていた自由民だったのです。】である。執筆者は、ピラミッドを造った人々が、実は奴隷ではなく自由民であったことをより強く印象付けるために『歴史』に書かれている中から要点を「」付きで、要約して書いたのである。主張や強調したいことを「」付きで書くことは普通に行われることである。

被告のいう「書きぶり」から検定意見を付けなかったというのであれば上述のとおり、原告の検定申請本も、本当は自由民であった人々がクフ王の「奴隷」とみなされてきたことを強調するために「」をつけて記述したものである。後半の記述を読めば判るように、実は彼らが奴隷ではなかったのに奴隷であると『歴史』に書かれた誤解を際立たせるために「」付きで記述したのである。

以上のことから、本件検定意見は違法である。

## 35 中国文明の三大要素

本件申請図書の「中国文明の3大要素は、皇帝と都市と、漢字だといわれています。」(p25)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(一般的表現であるかのように誤解する。)」という検定意見がついた。

この項については2つの論点がある。

第1の論点は、「といわれます」「といわれています」という定型化された表現の意味に関する問題である。議論の整理のために、被告準備書面(4)で主張するところを対照表にしてみる。

本件申請図書の記述	検定意見
▽通番35 中国文明の3大要素	
*「といわれます」 (×)	「誤解するおそれ」
	(一般的な説であるかのように誤解する。)
▽通番36 ローマの軍隊の祖国意識	
*「といわれています。」(○)	「誤解するおそれ」
	(ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる。)

予めお断りしておきたいのだが、番号 36 については、被告のとらえ方が適切でないことはその箇所で論じている。しかし、ここでは番号 36 を被告のとらえた内容に即して受け入れた上で、以下、議論を進める。

被告は番号 35 と番号 36 は、同じ「といわれています」と書いてあるものの、【文脈によって文は読まれ解釈されていく】という原告の言葉をあえて引用し、それを逆用する形で、文脈によって「といわれています」の意味内容が異なるから、それを同一に扱う原告の主張は理由がないとして退ける。しかし、どのように異なるのかは、何も分析していない。ただ、【「いわれます」や「いわれています」の具体的意味合いもその前後の文脈によって解釈される】(被告準備書面(4))と言って違いを強調するだけである。

しかし、上記の表に見られる、「といわれます」「といわれています」は、 両方のケースにおいて、同じ論理によって事態を表現し、同じ意味に使われ、 同じ機能を果たしているのである。

すなわち、番号 35 では、本件申請図書に書かれた中国文明の 3 大要素に関する記述が、中国文明を総括的に特徴づけた説として唯一のものではないこと、ほかにも説はあり得ること、あるいは全体を一応代表しうる通説の位置を占めるというものでは必ずしもないこと、を表現する用語として使われている。つまり、ここで述べたことは一つの説であるとしているのである。これは図書の当該記述が、全体に対する部分であると表示する機能を果たしている。

これに対し、番号 36 のローマの軍隊の祖国意識については、被告のいうように、【軍隊の全体や全時代・全地域】にあてはまるとはいえないが、【特定の兵士や特定の時期において当該祖国意識があったとの歴史的事実は認められる】ので、「といわれています」を付け加えることによって誤解しないようにすることが出来る。これは被告は論じたとおりである。これも、図書の当該記述が、全体に対する部分であると表示する機能を果たしている。

以上のことから、二つのケースにおいて、「といわれます」「といわれています」は、番号 35 においても、番号 36 においても、いずれも、図書の当該記述が、全体に対する部分であると表示する機能を果たしている点で全く同一なのである。なお、言葉の意味は、発した者の主観的な意図によって恣意的に判

断されるべきではなく、言葉自体が持つ客観的な意味や機能に基づいて判断されなければならないから、被告がこの分析に異を唱えることはできない。被告の意図がどうであれ、通番 36 で、以上の用法を認めた以上、それは一つのルールを制定したのと同じ意味を持ち、通番 35 にも適用されるのは当然なのである。それを、一方は「中国」の話で、他方は「ローマ」の話だから意味が異なるとする主張は成り立たない。

これは自明のことと思われ、原告第七準備書面で【この議論は何の説得力もない。「~といわれます」という定型化した表現が、「文脈」によって従属節の文の意味内容に規定されて個別の意味を変えるという理論になっているからである。そんな文法理論はあり得ない】と書いたのは上記で述べたことを指しているものであったが、感情的な表現になったのは反省すべき点である。

第2の論点は、教科書検定の本質論につながる問題である。被告は、本件申請図書が書いた説を、「否定するものでない」としつつ、「一般的な説であるかのように誤解する」として、検定意見をつける。「といわれます」という限定を付けてさえ、許されないとする。これは学問の自由に関わる重大な問題である。なぜなら、被告の論理は、全ての教科書の記述に当てはまるものであるから、通説以外の、あるいは一般的な見方以外の説は教科書に書いてはならないと禁止していることになる。通説とは何か、一般的な見方とは何かを定義する技術的困難の問題はさておき、この被告の論理にしたがえば、教科書は一種類の学説しか載せてはならないことに帰着する。これがどれほど重大な事であるかの認識が被告には欠けている。このような検定の在り方は憲法違反であり、断じて認められない。

以上のことから、本件検定意見は違法である。

### 36 ローマ人の「祖国」意識

被告の反論はあちこち論点がずれるので、改めて論点を整理する。

本件申請図書では、「ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士にいたるまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。これがローマの軍隊の強さの秘密でした。」と書いた。これについて、検定意見は【生徒が誤解するおそれのある表現である。(ローマの「祖国」意識について断定的すぎる。)3-(3)】との検定意見が付いた。

ところが、被告は準備書面(3)の「35 中国文明の3大要素」の反論の中で、【一方で、ローマの軍隊において特定の兵士や特定の時期において当該祖国意識があったと認められるところ・・・】と書いて、ローマ史上の特定の時期に特定の兵士には「祖国」意識があったことを認めている。

本件申請図書は、ローマ人の「祖国」意識について、ローマの軍隊全体やローマ帝国の全時代・全地域を網羅して概括しようとしているわけではなく、ある時代・ある地域であっても、この意識を持つ兵士を擁する強い軍隊が存在し、それによって大帝国を築くことができたこと、また、その「祖国」意識が人類史のなかで優れて際立ったものとして後世に記憶されたり、引き継ごうとしたりされることを書いているのである。したがって、被告もその存在を認めている以上、それを「断定的すぎる」として検定意見を付けるのは、完全に矛盾している。

この記述の見出しは、「ローマの共和制とローマ帝国」とあるように、ローマ史の全体を見渡して、どの時代に何があったと解説するのが目的ではなく、ローマ帝国のいつの出来事であれ、それが社会の在り方や政治制度の上で後世に、人類の遺産として残ったものを論じているのであるから、「祖国」意識を持った軍隊がいつも存在したわけではないなどということを問題にする被告の質問は的が外れている。それがいつの時代のものかとは別に、ローマ人が後世に残したものを明らかにしようとするのが本件申請図書の当該単元の目的なのである。

被告は、教科書の本件申請図書の論理を理解しないままに検定意見を付けたもので、違法検定である。

#### 37 魏志倭人伝

本件申請図書の「魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。」(p36)という記述に対し、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(魏志倭人伝の忠実な引用であるかのように誤解する。)」との検定意見が付いた。

被告は「」の中の文は原典の直接引用であるとして、原告の申請図書にはことごとく検定意見を付ける。これもその一つであるが、この理屈が誤りであることは「34 ピラミッド」で論破している。そのことに関して被告は、「」があるかどうかではなく「」の中の文が要約引用であることが分かるような工夫があるか無いかによって判断されると主張を修正した。その修正の過程を、順を追って確認する。

- (1)検定意見に対して原告は、「」で括った言葉は文献からの直接引用であるというルールを前提とした指摘であるが、学術論文とは異なり、既述の大意を「」で括って要約して述べることは普通に行われていることで、誤解することはない、と反論した。
- (2) これに対して、被告は準備書面(3)で、【原告は、要約である旨を明

示する工夫や『魏志』倭人伝をそのまま引用したものでないことが認識できるような工夫を行っておらず、「魏志倭人伝には「倭の国には(中略)おさめていた」と記されていました。」と記述している。・・・よって、原資料をそのまま引用したものと誤解するおそれがあることから検定意見を付した。』と反論した。

- (3) この部分については、前回の検定では検定意見が付かず、被告に釈明を求めたところ、準備書面(4)で【原告のいう「前回の検定」は平成26年度に行われたところ、平成29年度に学習指導要領が改訂されたことにより「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に取集し、読み取り、まとめる能力を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定されるなど、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されることになった。このように、「前回の検定」と本件検定では学習指導要領が異なっており、本件検定ではその改定の趣旨を踏まえ、検定意見を付したものである。】とした。
- (4) これに対し原告は、第七準備書面で、【しかし、「調査や諸資料から歴 史に関わる事象についての様々な情報を効果的に取集し、読み取り、まと める技能を身に付ける学習を重視すること。」であるからといって、資料 が引用か要約かについて直接的論理的関係はない。これによって、一律に、 解釈を引用と要約を分けることを定めていなければ検定意見は違法であ る。】と反論した。
- (5) すると被告は、【情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技術を習 得するには、その前提として、文書中の記述が原資料からの(直接の)引 用であるか、あるいはその要約であるかを理解することが、必要不可欠で あるといえるから、・・・】と主張するが、これこそ被告独自の見解に過 ぎない。限られたスペースの中で原資料からどれだけの情報を読者である 生徒に与えるかは執筆者の意図に基づくものであり、生徒はそこに書かれ ている情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技術を取得するのであ る。ここでは、執筆者が強く読者に訴えたいことを「 」で記述している 一例であり、被告の主張する執筆者の意図が強く反映している。被告は、 学術書と教科書を同じものと混同している。直接引用文と要約文では、情 報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技術の習得方法が違うというの か。引用と要約では文体に違いがあるにしても、書かれている文章を情報 として効果的に取集し、読み取り、まとめる技術において、違いがあると いうのか。特に、情報を効果的に収集するのは引用文と要約文でどう違う のか。教科書を読んだ後で生徒が興味を持ち、更にいろいろな文献や書物 を調べ、知識を深めるために情報を取集する行為はあり得るが、効果的に それができるかどうかと、引用の仕方には関係があるというのは被告の独

自の見解という他ない。

なお、魏志倭人伝については脚注⑦でも一部要約を紹介している。その書きぶりと当該本文の「」内の書き方は同じであるから、中学校段階の合理的 一般人ばこれも要約であることは容易に理解できることである。

被告ははじめ「」の中の文章は直接引用と読めると主張したものの、東京書籍の教科書に島崎藤村の小説「破戒」の部分要約が「」の中に書かれているのに検定意見を付けなかったことを原告から指摘されると、原告は被告の主張を正解しないとしながら、事実上これを撤回した。

その後、被告は「 」の中の文章が直接引用か要約かの違いは「書きぶり」 によると主張を変えた。ただ、その「書きぶり」なるものの判定基準は極めて 主観的であり、検定基準にはなり得ない。

以上のことから、この検定意見は違法である。

#### 38 争いのない社会

本件申請図書の囲み「外の目から見た日本 ⑧「盗みがなく、争いの少ない社会」(全体)」(p35)に対して、「生徒にとって理解し難い表現である。(同ページ囲み「⑦魏志倭人伝より」及び34ページ15~17行目との関連)」という検定意見が付いた。

なお、34ページの本文には、「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、 水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました。」とある。 原告第三準備書面の主張を再度示す。

【この双方の系列の記述は、何ら矛盾するものではない。人間がつくる社会においては、メンバーの間に「争いごとが少ない」ということと、その集団同士が争い合うこととは矛盾するものではない。現実に魏志倭人伝には両方の記述が含まれているのである。被告は「争い」という文言の内容に、「武力による紛争」も含まれることを根拠にして、二系列双方の記述に矛盾を見ようとしている。しかし、争いごとが少ないのは、共同体内部の構成員の社会的関係について着目した記述であり、他方、武力による争いは国家が統合される過程での、社会集団の間に生じる関係に着目した記述であるので、両者は決して矛盾しない。両者は観察対象のレベルを異にしているのである。被告はこうした社会現象についての基本的な理解を欠いて論評しており、その指摘は甚だ非常識である。】

本件については、原告の主張は従前の通りであるが、最も重要な趣旨は上記主張である。一方、被告の主張もまた従前のものを繰り返しているにすぎず、ここまでくるとお互い平行線なので、これ以上の論争は無用である。

以上のことから、本件検定意見は違法検定である。

### 39 古墳と農地の広がり

本件申請図書の囲み「⑧前方後円墳」(p37)中,「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと関係しています。」(p37)という記述に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(「古墳の大小」と「農地の広がり」との関係)」という検定意見が付いた。

- (1)被告国準備書面(3)に、【本件申請図書の囲み部分「⑧前方後円墳」では、「古墳には下の4つの形式があります。(中略)溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと関係しています。」と記述されているところ、当該記述は、その体裁からして(以下、下線は全て引用者)、中学校段階の合理的一般人において、およそ古墳一般の築造方法が、時期や立地にかかわらず、溜池を掘り、灌漑施設を作る際に掘り返した土を盛り上げるものであり、古墳一般について、そのサイズの大小は農地の広がりと関係すると理解される。】とある。(下線は引用者による。以下、同様)
- (2)原告は、上記について今回の検定意見がついた部分はあくまで「前方後 円墳」についての説明であり、古墳一般についての説明ではないと反論し た。
- (3) それに対し、被告準備書面(4)では【本件申請図書の記述は、「古墳には下の4つの形式があります。(中略)古墳の土はどこから持って来たかと疑問を持つことがあります。溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと関係しています。」というものであって、まず古墳の形式の中から4つの形式を紹介し、これら4つの形式に共通する特徴として、古墳の土が、溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返されたものであると断定的に述べた上で、4つの形式の古墳の大小は農地の広がりと関係していると理解させる記述となっている。一方で、このような関係が特に「最盛期の古墳」について見られるものであることは明らかにされておらず、「最盛期の古墳」のみを射程においた記述となっていない。そのため、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、時期の限定なく、4つの形式の古墳に共通する一般的な法則だと理解するといえる。】と反論した。
- (4) しかし、それが令和 2 年度合格本との記述について指摘されると、被告準備書面(6)では、下記のような主張となった。

【本件申請図書(甲1・37ページ)における「溜池を掘り(中略) 土を盛り上げた」との記述(先行記述)は、「古墳の大小は農地の広が りと関係しています」との記述(後行記述)の理由部分と解されることから、先行記述は古墳一般について述べるものと理解できる一方で、令和2年度合格本においては、後行記述が削除されたことで、先行記述が古墳一般について述べるものとまではいえず、特定の古墳形式を想定した記述と評価することも可能となったことから、必要最小限の工夫がされたものと判断し、誤解を生じさせる記述であるとまでは評価されず、検定意見を付すには至らなかったにすぎず、本件検定意見の内容とは矛盾しない。】

### 論点を整理してみよう

(1)の時点では被告は、同コラムの体裁では「古墳一般」についてのものと理解する一方、検定意見のついた記述部分はあくまで特定の古墳(前方後円墳)にあてはまるものであり、「古墳一般」にはあてはまらない。よって同コラムが「古墳一般」について書かれているという前提に立つ以上、この記述は不適切だと主張した。

原告より(2)で同コラムがあくまで「前方後円墳」について書かれたものだと反論された被告は、(3)において、そのコラムの体裁について「4つの形式の古墳を紹介している」ことなどコラムの記述を詳細に引用することで、この書きぶりでは、「古墳一般」を説明したコラムであると、再度反論した。つまり、コラムはあくまでも「古墳一般」についてのものだ、との強い主張である。

しかしながら、(4)を見ると、検定意見の後行記述部分(古墳の大小は農地の広がりと関係しています)をカットすると、【後行記述が削除されたことで、先行記述が古墳一般について述べるものとまではいえず、特定の古墳形式を想定した記述と評価することも可能となった】として検定意見を付さなかったとした。

後行記述をカットしたところで、コラムの体裁が大きく変わることはなく、被告の主張に則れば、コラムは「古墳一般」についてであることに何ら変わりはない。しかし、ここからが奇妙な主張になるのだが、後行記述が削除されたことで、先行記述が特定の古墳(すなわち前方後円墳)について想定した記述と読めるので、OKであるという。

もはや話がアベコベである。「古墳一般」のコラムの中にある、先行記述の みならば、「前方後円墳」を説明する記述となるから検定意見を付さなかっ た?? もはや被告の主張は支離滅裂である。

場当たり的な検定意見を付したことで、原告より反論されて、最後にこのような整合性が全くあわないことになっている。

本件検定意見は、違法検定である。

### 40 聖徳太子と律令国家

原告第三準備書面で述べたように、中学校学習指導要領の歴史分野の「3内容の取扱い」の「(3)イ」には「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校の内容を活用して大きく捉えさせるようにすること」と書かれている(乙A29の2、55ページ)。つまり、「律令国家の形成」については、①聖徳太子の政治②大化の改新③律令国家の確立、の順に学ばせることになっているのである。

「第1章古代までの日本」の最初のページ下部の年表はそれを図式的に表現したものである。すなわち、聖徳太子がおこなった政治で基盤がつくられ、中大兄皇子の大化の改新でそれが大きく踏みだし、天武天皇に至って律令国家が完成したという図の流れは、学習指導要領に従うものである。

聖徳太子が律令制度をどこまで具体的に意識していたかは議論があるとしても、聖徳太子が示した天皇中心の政治体制が律令国家の基盤をなしているのであるから、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者」であることは確かである。

被告が検定意見を付けなかった、当該年表に書かれている「聖徳太子 日本の律令国家へ方向づけをした」と「日本の古代律令国家建設の方向を示した 指導者」は中学校段階の合理的一般人にとっては同じ意味である。

なお、被告は、年表には視覚的工夫があるのでそれと併せて検定意見を付け なかったというが意味不明である。

なお、被告は、このことに関して、近年の学説の動向と異なるので検定意見を付けたと言うのだろうが、それは文科省内部の問題である。学習指導要領を作成する教育課程課と検定をする教科書課で見解が異なるのでは、検定制度の崩壊である。

以上のように、この検定意見は学習指導要領とは異なる見解に立って行われたもので、違法である。

#### 41 欠番

## 42 全国の御家人への呼びかけ

本件申請図書の北条時宗に関する記述で、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備を呼びかけました。」(p79)という記述に検定意見が付き、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(「全国の御家人」)」という検定意見が付いた。

しかし、被告の述べている内容では、全国規模の呼びかけを否定することはできない。原告が提出したのは、全国規模に呼びかけが行われた中で、あく

まで動員され、出兵した者についての言及だからである。実際に呼びかけに 応じるかどうかは不明である。

では、なぜ呼びかけそのものではなく、動員され、出兵した者について述べたかであるが、二階堂氏、千葉氏などの例は断片的な形ながら呼びかけに応じた武士がいたこと、安東水軍の例は呼びかけが行われたことの痕跡と見ることができるからである。

つまり、あまり良質な史料が少ない中世において、ほんの断片的なことにまで呼びかけの痕跡が垣間見えるのに、被告はなぜ明確にそれを否定するのか理解に苦しむ。二階堂氏、千葉氏に至っては出兵までしたということになるだけのことである。前提として、呼びかけがあったと見做すべきである。すると、明確な史実のみ載せよと言われるかもしれないが、古代史などでは明確なことが少ないにもかかわらず載せられており、「南京大虐殺」のようなことも載せている教科書もある。

以上のことから、被告の検定意見は不当であり、違法な検定である。

# 43 十三湊の交易

本件申請図書の「蝦夷地(北海道)では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽(青森県)の十三湊を拠点にした交易が始まり」(p87)という記述に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(アイヌが十三湊を拠点として交易を始めたように誤解する。)」との検定意見が付いた。

原告の主張は第七準備書面に述べた通りであるから繰り返さないが、被告が答えていない点を指摘したい。

準備書面七で述べたとおり、「単元 26 東アジアとの交流」は、主語が明示されていないが、主体が日本または日本人であることは自明である。それぞれの見出しも、「日明貿易」「朝鮮との貿易」「琉球の中継貿易」「蝦夷地との交易」となっていて、一貫して主語が省かれ、「~との交易」という定型化した表現の枠のなかで書かれている。このような文脈の中で生徒は学習するのであるから、「蝦夷地との交易」とした場合、数度にわたる反復によって、アイヌと交易したのは本州に住む日本人であることは自明なのである。この論点に被告は何も答えていない。

この文章がそのように自然に読めて、何ら「誤解」を引き起こすものでないことは、基本的に同一の表現が前回の教科書検定で検定意見を付けられることなく通っていたことでも裏付けられる。つまり数年前にはほとんど同じメンバーからなる教科書調査官のチームが誤解なく読めたものを、「誤解」するとしたのは、令和元年度検定が、自由社を「一発不合格」処分に付することを

方針として決めた上で検定をおこなったからである。

令和2年度の再申請検定では、原告は若干の語句の修正で検定を通ったが、両者の違いを文法的に詮索してもあまり意味はない。令和2年検定済み教科書でも、悪意をもって読めば、アイヌについての記述だと読めると主張することも可能である。しかし、その読みは、2ページにわたる教科書の記述の文脈を無視したもので、そういう読み方は、揚げ足取りに過ぎないのである。

なお、アイヌの人々と交易した人々(日本人)をあえて表記しなかったのには、もう一つ理由があり、このテーマに固有の問題が含まれている。それはアイヌと交易した本州側の人々を、アイヌとの対比で「日本」または「日本人」と安易に表記することに躊躇するものがあるからである。そのように表記してしまうと、アイヌは日本人ではなかったことになり、それは必ずしも適切ではない。そうした事情も伏在していたことを付け加えておきたい。

以上のことから、本件は検定意見を付ける必要の無い箇所に、「一発不合格」にするために検定意見をつけたもので、違法である。

## 44 朝鮮出兵

本件申請図書の図「さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って 16 世紀では世界最大規模の戦争だったといわれているわ」(p115)に対して「生徒が誤解するおそれのある表現である。(確立した見解であるかのように誤解する)」との検定意見が付いた。

原告と被告の論争を総括するにあたり、2つの基本的な論点を提示したい。 第1に、本件申請図書の当該箇所の記述をめぐる、基本的な捉え方の問題 がある。平成29年に改訂・告示された中学校学習指導要領では、社会科全体 の目標を「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家 社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することにお いた。また、歴史的分野の目標(1)には、「我が国の歴史の大きな流れを、 世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解」することを掲げている (甲第40号証)。そうした中で、歴史の学び方も一国史的な殻に閉じこもる のではなく、絶えず視野を世界に広げ、その時代に世界はどうなっていたか を多角的な視点から比較し追究する学習が求められているといえる。

他方、専門的な歴史学の世界は、伝統的な日本史・東洋史・西洋史の3つに研究対象が分断され、同時代に世界の他の地域ではどうなっていたかを横断的に研究する分野はあまり発達していない。こうした立ち後れに気付いた歴史学者の中からも、新たな世界史像の構想が様々な形で模索されているのが昨今の現状である。

こうしたなかで、豊臣秀吉の朝鮮出兵について、グローバルな視点から、同

時代の世界、例えばヨーロッパ世界と比較したとき、その戦争の規模はどの程度なのかを考えてみることは、学習指導要領の趣旨にもかない、戦国時代末の日本の国力を世界規模で比較して実感する上でも有意義な学習となり、奨励されるべき試みとして評価されるべきである。

ところが、これに付けられた検定意見は、朝鮮出兵と世界の他の地域の戦争の規模を比較した研究が存在しないとして、「研究がないから書いてはいけない」という退嬰的な態度であった。これでは時代の要請に到底かなうものではない。

さらに原告は、空想的な抽象論をのべているのではなく、裏付けをもって 書いているのであり、その事実認識に誤りがあるというならいざ知らず、誤 りでない限り、こういう比較はどんどん試みられるべきであり、研究がない とか通説でないとかの理由を構えて、こうした教科書がつくられることを禁 止するのは、指導要領の改訂の趣旨にも反するものである。

第2に、戦争の規模の大きさをどのようにして比較するかというテクニカルな問題をめぐる論争がある。原告は、戦争の規模を示す指標として【動員数がもっともふさわしいものである】ことを、準備書面7で論証した。しかも、実際の比較に当たっては、【比較の手続きにおいて慎重を期して、得られたデータの中から、当該の戦争についてはその中の最小の数字を選び、他方、比較対象の事例については最大のデータを選んで比較した】ものである。その結果、秀吉の朝鮮出兵をめぐる戦争は、当時の世界で最大規模の戦争であることがわかったのである。

それに対し被告は、【原告の独自の見解にすぎない】と切って捨てるだけで、自らは積極的なモデルを示すことができないのである。どちらに説得力があるかは明白である。

以上のとおり、2 つの論点のいずれについても、被告の主張は妥当性を欠き、従って被告が検定意見を付けるべきでないところに付けたことは違法である。

#### 45 間宮海峡

この件についての原告、被告双方の議論を総括する。

第1は、間宮海峡の発見にかかる事実関係の問題である。間宮林蔵と松田 伝十郎の行動の経過は、原告の準備書面七で詳細に述べた通りであり、これ については被告は何も異議を唱えていないから、事実関係の認識はこれで確 定した。

第2は、上記の事実関係の評価の問題である。原告第七準備書面で述べた通り、事実は【実際に大陸と樺太が海に隔てられていることを自分の目で確認したのは、1808年の松田伝十郎ではなく、1809年の間宮林蔵なのである】。

こうした探検家の業績を評価する場合、現地に実際に足を踏み入れて、自分の目で確かめた人物と、伝聞で土地の者から聞いただけの人物とでは、圧倒的な差で前者の業績が評価されるべきである。ちょうどこれは、登山で八合目まで登った人物と頂点まで到達した人物との違いである。この点で、従来、一般の歴史書も教科書も間宮林蔵を間宮海峡の発見者としてきたのには、十分な根拠と妥当性があるのである。シーボルトが紹介したから間宮の名前が知られるようになった、などというものではない。

ただし、これは松田伝十郎の貢献を否定するものではない。おそらく松田の伝聞がなければ、間宮が西海岸をさらに北上することも難しかったかも知れない。しかし、だからといって、そのことは、間宮林蔵を押しのけて松田伝十郎を「間宮海峡の発見者」の位置にすえることを正当化するものではない。なお、被告は準備書面(6)で、【原告は、樺太を島であると松田が「発見」したと認めつつ】と書いているが、原告第三準備書面で被告の文言の引用を受けて、【この事実に誤りはない】と書いたのは、原告第七準備書面で書いた事実経過を念頭に置いて述べたものであるが、前後の文脈が多少混乱したものとなっているので、松田が「発見」したと原告が認めたかのように読み取れる記述は削除して訂正する。

そこで、第3の問題は、教科書にどう記述するかという問題である。原告は令和元年度の本件申請図書で「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界ではじめて発見しました(間宮海峡)」と書いて検定意見がつき、令和2年度の再検定合格本では上記の記述から、「世界ではじめて」を除いた、

「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われて いた樺太が島であることを発見しました(間宮海峡)」・・・ <引用文A>

という記述となった。

ここから、原告と被告の最終的な争点としては、結局、「世界ではじめて」という記述の適否だけが残ることとなる。これが認められない理由について、被告準備書面(6)は、【令和2年度合格本においては、「世界で初めて」という明白に誤解するおそれのある文言が削除されたことから、必要最小限の工夫がなされたものと判断し、誤解を生じさせる記述であるとまでは評価され】なかったと書いている。

では、「世界ではじめて」を否定する根拠は何かと言えば、松田伝十郎が先だからだ、間宮は世界で初めてではないという。それならば、被告の主張は「松田伝十郎は、世界ではじめて」と書くべきだということになるはずだが、現実には、そのように書いた教科書は存在しない。では、間宮、松田以外に、外国人で彼らより早く海峡を発見した者はいるかというと、ロシアの遠征隊

長ネヴェリスコイが海峡を確認したのは、40年後の1949年である。

結局、被告は、間宮の「世界ではじめて」を否定する材料として松田を利用しているにすぎない。被告の動機は明らかではないが、結果として日本人の地理学上の世界的業績を否定するために検定を行っていると言われても仕方がない。

改めて、原告の主張をまとめる。上記の<引用文 A>を、中学生段階の一般人が普通に読めば、間宮が世界で初めて海峡を発見したと理解する。そして、その理解は正しいのである。広辞苑の記述どおり「発見」は「はじめてみつけだすこと」だからである。原告が本件申請図書で、「世界で初めて」と書いたのは、発見の意味を強調したに過ぎず、どこにも間違いはない。間違っていない記述に検定意見を付けたのは不当であり、本件は違法な検定である。

## 46 錦の御旗

本件申請図書の写真「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました」に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的に過ぎる。)」との検定意見が付いた。

双方は、与えられた素材を元に議論を重ねてきた。その結果、被告は準備書面(6)において、【これをおいても、被告は、単に前田本の成立時期が遅い点のみを理由に『承久記』における錦の御旗に係わる記述が事実ではないと主張しているものではなく、同一場面に係わる諸本の記述が異なる点や本の性質等の諸要素を加えた上で、総合的に判断して、承久の乱に際して後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたことが信頼性のある資料で確認できるわけではないと結論付けたものであり、原告の主張には理由がない。】という。

これでは、専門的、学術的結論とはいえない。なぜなら、原告第七準備書面でも指摘したように、『承久記』のかなり具体的な記述が、実は後世の創作であり事実ではなかったとする研究論文を示し、それが学会の通説となっていることを被告が証明しない限り専門的、学術的結論とはいえないからである。

そもそも武士は皇室・貴族を警護することから生まれ、武士が力を持つにつれて天皇の後ろ盾(権威)のシンボルとして錦の御旗が使われるようになったのである。このことから幕末の政争の中で明治新政府軍は、天皇の軍隊であることを示すために錦の御旗を掲げたのであり、それは実際にも戊辰戦争の帰趨を決める上で、小さくない効果をもたらした。そのことを生徒に理解させるために錦の御旗の写真を掲げたのである。

なお、被告は準備書面(6)で【繰り返しになるが本件申請図書に検定意見を付した理由は、承久の乱の際に後鳥羽上皇が写真の「錦の御旗」を掲げたことを、『承久記』の前田本の記載を根拠として歴史的事実と認めることはでき

ないことにあり、・・・】と述べる。しかし、原告は、申請図書に掲載した写真と同じデザインの「錦の御旗」が前田本の『承久記』に記載されているとは一切述べていない。言いがかりも甚だしい。これは、被告が、違法検定を自覚して検定意見の根拠をすり替えたことを意味するものである。

以上のことから、本件検定意見は違法である。

### 47 無法地帯

本件申請図書の「清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。」(p199)という記述に対し、「生徒にとって理解し難い表現である。(「無法地帯」となりました。)」との検定意見が付いた。

被告は、「清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。」は文章が抽象的で、軍閥同士が争う混乱状態にあることが理解できないという。それは「無法」が抽象的であり、混乱状態であることが申請図書に書かれていないからだという。それについて原告は、第七準備書面で無法地帯の意味を縷々説明し、また「割拠」という言葉と併せて読めば、騒乱地帯を意味することを説明した。

すると被告は準備書面(6)で、「割拠」という記述は中学段階の合理的一般人には意味が理解できないという。これはまたおかしな屁理屈である。本件申請図書 112 ページの第一行目に戦国時代の「群雄割拠」という言葉が登場しているので、「割拠」とはどういう状況か、中学生はすでに学んでいる。したがって、「軍閥の割拠する無法地帯と化しました」の一行で、清朝滅亡後は軍閥同士の内戦が絶えなかったことが容易に理解できるのである。

なお、「無法」について三省堂「新明解国語辞典」(第四版)では「法や社会秩序が無視されたり、常軌を逸したりしている様子」とあり、無法地帯とはどのような状況の場所かがより一層よく分かる。

敢えて屁理屈をこねて検定意見を付けた、違法検定である。

### 48 南京事件とコミンテルン

本件申請図書の「北伐の国民革命軍に潜り込んだ中国共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」(p228)という記述に、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(断定的に過ぎる)」との検定意見を付けた。

第1の論点は、史実に関わる問題である。

被告は原告が提出した資料を退け、自ら提出した論文によって、定説がないと主張する。しかし、被告の提出した資料によっても、相対的に中国共産党

謀略説がもっとも蓋然性が高い説であることは明白である。

さらに、中村あきら著『大東亜戦争への道』(展転社)(甲第41号証)に よれば、原告が提出した書証以外にも、英外相チェンバレンの演説が共産党 の謀略であることが国際的にも承認されていた事実であった。

以上のことから、被告の主張には偏りがあり、原告の記述にさしたる問題はない。

第2の論点は、被告準備書面(6)から新たに生じた。

被告は、学び舎の教科書に掲載された「南京市に住んでいた夏淑琴(当時8歳)の話」中にある証言の記述に疑いを差し挟んだことに対し、この【証言の記述は、当該証言自体の存在を示す資料として掲載するものと評価できる】と書いたのである(準備書面(6))。証言の真実性にかかわりなく、そういう証言があったことを示すものであるとして教科書への掲載が許されるなら、どんな証言も「あった」ことを示すものとして掲載できることになろう。被告は同じカテゴリーであるとして、本件申請図書の「疎開児童と東京大

被告は同じカテゴリーであるとして、本件申請図書の「瞬開児童と東京大空襲」(p243)における児童の発言を挙げているが、南京事件の中国人の証言と、空襲での日本人児童の証言を同じカレゴリーに扱うこと自体、共産党一党独裁政権下の中国人の証言の政治的意味を無視した暴論である。このような教科書行政のあり方は根本的な改善が必要である。

以上のとおり、この検定意見は違法である。

#### 49 インドネシア独立宣言と皇紀

本件申請図書のコラム「西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。」(p249)に対して「生徒が誤解するおそれのある表現である。(インドネシア独立宣言文で皇紀を使った理由について、断定的に過ぎる。)」との検定意見が付いた。

- (1) インドネシア独立に際して新生インドネシアが皇紀を使用したのはインドネシア人が日本の軍政を評価していたことを示すものである(甲第42号証の1)。
- (2) 建国の始まりとなる大切な文書に当時の日本軍政下で慣性的に使用されていたというだけの理由で皇紀を使ったものだとは考えられない。イギリス人ジャーナリスト、ヘンリー・ストークスの次の発言を参照していただきたい。

「日本は、一九四五(昭和二十)年八月十五日に敗れたが、インドネシアでは、八月十七日にハッタとスカルノによって、独立宣言が発せられた。 敗れた日本軍は、戦勝国による日本に対する報復を恐れて、ハッタとスカ ルノが独立を宣言するのに強く反対した。しかし、二人は独立宣言を強行した。ちなみに、インドネシアの記念すべき独立の日は、〇五年八月一七日となっている。〇五年は、インドネシアのイスラム暦ではない。もちろん、イスラム教徒であるインドネシア人が、植民地支配者のキリスト暦を用いる筈がなかった。(略)〇五年は、日本の「皇紀(インペリアルカレンダー)」なのだ。日本を建国した神武天皇が即位した年から数えて西暦二六〇五年にあたった。ハッタとスカルノは日本に感謝して、皇紀を採用したのだった。インドネシアの独立は、その生みの親となった日本の「天皇の暦」によって、祝福されたのだった。」(ヘンリー・ストークス「独立記念日の日付は、なぜ 05817 なのか」、甲第42号証の2)

日本の敗戦2日後という、行く手に艱難辛苦の待ち受ける事態が予想 される段階で出された独立宣言という重要文書に、わざわざ皇紀を選択し たことこそ日本への感謝のあらわれだ、とストークスは述べている。

被告が主張する「ヒンドゥーのサカン暦」、「イスラーム暦」、「西暦」が「採用しがたい事情があった」ため、消極的理由から「日本軍のお膳立てで独立準備をすすめてきた関係もあり」、「採用に対する抵抗が少なかった」から皇紀を採用した(被告準備書面(3・6))という説明と上記の一文はどちらが真実に近づいているか自明であろう。被告の皇紀は消去法的に選ばれたという歴史認識は、日本軍のインドネシア独立を果たした役割を認めたくないというバイアスのかかったものである。

- (3) 当時のインドネシア高官が日本に感謝している発言を以下に示す。
  - (ア) 「われわれアジア・アフリカの有色民族は、ヨーロッパ人に対して何度となく独立戦争を試みたが、全部失敗した。インドネシアの場合は、三百五十年間も失敗が続いた。それなのに、日本軍が米・英・蘭・仏を我々の面前で徹底的に打ちのめしてくれた。われわれは白人の弱体と醜態ぶりをみて、アジア人全部が自信をもち、独立派近いと知った。一度持った自信は決して崩壊しない。日本が敗北したとき、「これからの独立戦争は自力で遂行しなければならない。独力でやれば五十年はかかる」と思っていたが、独立派意外にも早く勝ちとることができた。そもそも大東亜戦争はわれわれの戦争であり、われわれがやらねばならなかった。そして実はわれわれの力でやりたかった。それなのに日本にだけ担当させ、少ししかお手伝いできず、誠に申し訳なかった。」ブン・トモ(インドネシア元情報・宣伝相)(ASEAN センター編『アジアに生きる大東亜戦争』p317、甲第42号証の3)
  - (イ) 「独立宣言の直後に、スカルノ氏は国民を集めて話をしたいと熱望 したのですが、連合軍であろうと、日本軍であろうと許可しないに決ま っています。ところが(略)集会ができました。この集会で、スカルノ

氏とハッタ氏が並んで国家戦略を明示し、国民に犠牲を要望したのです。国民全部が独立に命をかけるんだ、と決意しました。許可したのは宮元参謀と聞いていますが、そうですか。インドネシアの 指導者はみんな深く感謝しています。永久に忘れません。」(モハメッド・ナチール元首相 名越二荒之助『アジアから 1990年12月 『世界から見た大東亜戦争』(展伝社 平成9年p258~286、甲第42号証の4)

(ウ) 一九五八年発行、インドネシアの中学三年用、歴史教科書から

「日本の占領は、後に大きな影響を及ぼすような利点を残した。/第一に、オランダ語と英語が禁止されたので、インドネシア語が成長し、使用が広まった。日本軍政の三年半に培われたインドネシア語は驚異的発展をとげた。/第二に、日本は青年たちに軍事教練を課して、(略)きびしい規律を教えこみ、勇敢に戦うことや、耐え忍ぶことを訓練した。/第三に、職場からオランダ人がすべていなくなり、日本はインドネシア人に高い地位を与えて、われわれに高い能力や大きい責任を要求する、重要な仕事をまかせた。/第四に、日本は民族結集組織や奉公会を通じて、ジャワに本部を置き、国土のすみずみにまで支部の拡大と統合的組織を運営することをわれわれに教えた。われわれが独立を宣言した後に、オランダの攻撃から独立を守らなくてはならなくなって、急にわれわれ自身で国内を組織する必要に迫られたときなど、以上の四点は特に測り知れないほどの価値ある経験だった。」(ASEAN センター編『アジアに生きる大東亜戦争』p82~83 甲42の3)

(エ)「①日本軍はアジア諸民族の眼前で、彼らがとてもかなわぬと思っていた欧米軍を、一挙に撃滅した。/②とても独立の意志も能力もないと思っていた植民地民族を、戦時中の短期間に組織し訓練し、強烈な愛国心をかきたて、軍事力も行政力も見違えるばかりに変貌させた。いわゆる「metamorphosis(魔術的変化)」を遂げさせた。このことは、当時の連合軍の誰もが予想できないことであった。/③日本軍は敗戦すると、連合軍との間に交わされた停戦協定に基づいて、武器を全部引き渡すことになっていた。ところが日本軍は、インドネシア軍に「武器が奪われた」と称して、巧妙に裏で武器を渡していった。それによって、これまで「猫」のようにおとなしかったインドネシア人が、「虎」に変身し、遂に独立を達成したのである。」英国軍の評価:ウッドバーン・カービー少将『The War Ageinst Japan』(p559)より 名越二荒之助編『世界から見た大東亜戦争』p274~275 甲42号証の4)

#### 50 中華人民共和国共産党政権

本件申請図書の表「①冷戦の経過」中、「1949…中華人民共和国(共産党

政権)成立」(p264)に対して、「生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成立時の中華人民共和国の性格)」との検定意見が付いた。

- (1) 「1949年…中華人民共和国(共産党政権)成立」という小年表の記述を「及びその他の政党を含む連合政権」と書け、とは些末な事実にとらわれて、事の本質を見失うものである。歴史の真実は「中国共産党」政権である。(原告第三準備書面にて主張のとおり)
- (2)被告は「中華人民共和国の成立当初は、共産党以外の政党との連立政権であったことが歴史的事実であり、共産党の単独政権ではない」(被告国準備書面(3))とするが、教科書調査官個人の偏頗な歴史観を教科書検定実務に持ち込んだものである。
- (3) それならば、今までの歴史教科書に、成立当時の中華人民共和国を「連立政権」と書いた事例があったかを一つでも示していただきたいとの質問をした(原告第七準備書面)が、被告は答えない。原告の調査では、高校教科書にもそのような記述はなかった。中学教科書に高校以上の記述を要求する異常性こそ、令和元年度検定の性格を象徴するものである。

山川の日本史 A では、「農民の強い支持を受けた共産党が、・・・国民党との内戦に勝利し、1949 年 10 月、北京で中華人民共和国が成立した」と書き(甲第43号証の1)、同じく山川の現代の日本史(改訂版)では、「内戦に勝利した中国共産党が、1949 年、北京で中華人民共和国を樹立した」と書いている(甲第43号証の2)。

(4)確かにこの時期の中華人民共和国の政体を「人民民主主義体制」などとする論者も存在し、被告提出の書証にある主張もあるが、本質はこれまで述べたとおり共産党政権である。共産党が認めない政党など存在する余地はなかった。毛沢東は米国からの援助を狙っており、「共産党」の名称が米国実業界の警戒心を呼び起こすことを懸念して、党の名称変更さえ厭わなかったといわれている。「党名など重要性を持たず、ブルジョワジーに弾圧の口実をあたえないため、各国共産主義者はソ連からの独自性を強調し現地の実情にあった革命戦略を取ること」というスターリンからコミンテルンに与えられた方針に沿った判断であった(福井義高『日本人が知らない最先端の「世界史」』祥伝社、令和2年、p267~268 甲第43号証の4)。

以上のとおり、上記の検定意見には根拠がなく不適切であり、このような 検定意見を積み上げて「一発不合格」処分を狙ったもので、違法な検定であ る。

以上